

滋賀県の廃棄物

平成21年度

「もったいない 使えるものは 何度でも」



滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

平成21年度「ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案」最優秀賞・優秀賞者

○標語の部

優秀賞	おかい物 いつでもどこでも マイバック	伊藤 優歩さん	大津市立瀬田南小学校4年
	プレゼント 思いは厚く 包みはうすく	筧 友里さん	長浜市立七尾小学校6年
	リサイクル あなたが変われば みんなが変わる	奥 菜都美さん	東近江市立聖徳中学校2年
	省資源 できることから 自分から	保田 勝さん	大津市（一般）
	(表紙の標語)	山脇 昭二さん	東近江市（一般）

○ポスターの部

最優秀賞	(表紙の絵)	水谷 幸葉さん	米原市立息郷小学校6年
優秀賞			



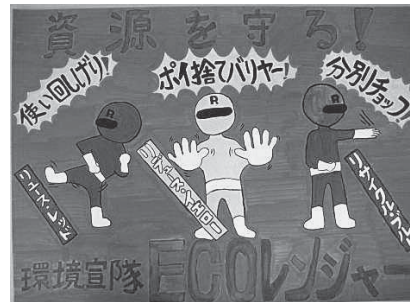
橋本 篤さん
高月町立七郷小学校2年



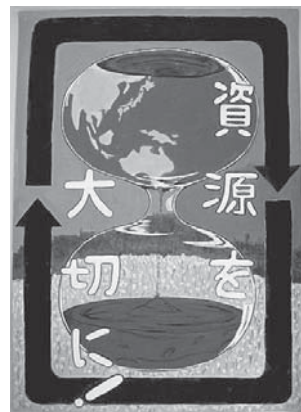
二宮 圭史さん
甲賀市立伴谷東小学校3年



湯口 佳歩さん
守山市立守山中学校1年



宮川 沙織さん
守山市立守山中学校2年



堀江 瑞希さん
米原市立伊吹山中学校2年

滋賀県の廃棄物

平成22年3月発行
編集・発行

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL (077) 528-3477
FAX (077) 528-4845

はじめに

わたしたちはこれまで、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済活動によって、物質的な豊かさを享受してきました。その一方で、このような活動は資源の枯渇や廃棄物処分場の逼迫といった様々な問題をも生じさせます。

こうしたことから、これまでの経済活動を見直し、廃棄物の発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再利用（リサイクル）を推進していく資源循環型社会の構築を進めていく必要があります。

本県では、平成 18 年に「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、「もったいない」の意識と行動が徹底された社会を実現するため、県民、事業者、行政などの各主体の協力のもと、様々な取り組みを進めています。

本書は、本県の廃棄物処理の概要や現状をとりまとめたもので、県民をはじめとした多くの方々にご覧いただくとともに、基礎資料としてご活用いただければ幸いです。

平成 22 年 3 月

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

目 次

I	廃棄物の分類	1
II	一般廃棄物 ごみ処理の概要	2
1	ごみの排出量	2
2	ごみ処理の状況	4
3	資源化の状況	7
III	一般廃棄物 生活排水処理の概要	12
1	し尿処理の状況	13
2	生活雑排水処理の状況	16
IV	一般廃棄物 処理事業の概要	20
1	一般廃棄物処理事業経費と有料化状況	20
2	事務組合の組織状況	22
3	一般廃棄物処理施設等の整備状況	23
(1)	焼却処理施設	23
(2)	再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等	27
(3)	埋立処分地	29
(4)	し尿処理施設	31
(5)	浄化槽	33
V	産業廃棄物の概要	35
1	産業廃棄物の排出量	35
(1)	産業廃棄物の総排出量	35
(2)	産業廃棄物の種類別排出量	36
2	産業廃棄物の処理状況	37
3	産業廃棄物処理業者の状況	40
(1)	収集運搬業者の収集運搬量	40
(2)	中間処理施設での処理状況	40
(3)	最終処分場での処理状況	41

(4) 許可登録状況	42
4 産業廃棄物処理施設の状況	44
5 公共関与による産業廃棄物処理事業	46
6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況	47
7 監視指導等の状況	48
8 不法投棄対策	49
(1) 不法投棄監視員設置事業	49
(2) 不法投棄廃棄物処理事業	49
(3) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業	49
(4) 不法投棄防止強調月間事業	50
(5) その他の事業	50

●市町村の合併状況、名称変更等

合併による市町村・事務組合名称の変更により、本文中での名称と現在の名称が異なることがありますのでご注意ください。県内の市町村合併状況、名称変更は以下のとおりです。

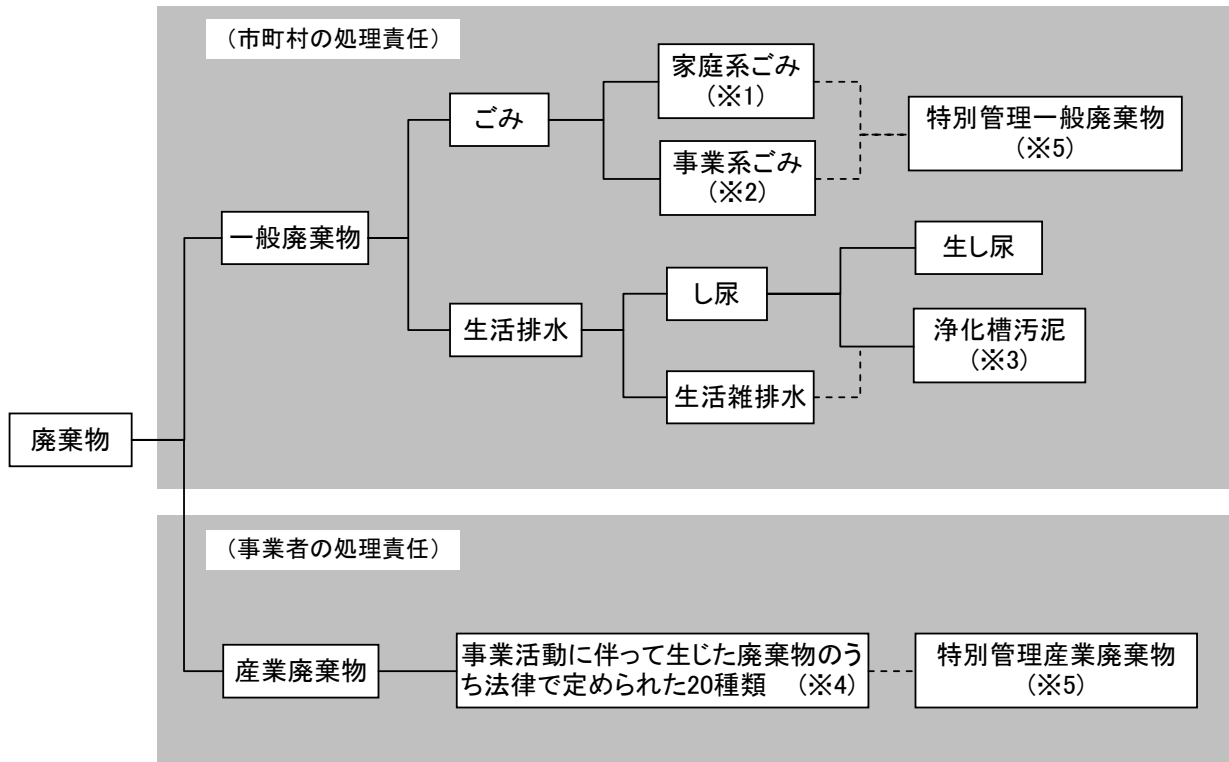
平成16年 10月 1日	水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 → 甲賀市 甲賀郡行政事務組合 → 甲賀広域行政組合 中主町、野洲町 → 野洲市 野洲行政事務組合 解散 石部町、甲西町 → 湖南市
平成17年 1月 1日	マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町 → 高島市 湖西広域連合 解散
平成17年 2月11日	八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町 → 東近江市
平成17年 2月14日	山東町、伊吹町、米原町 → 米原市
平成17年 10月 1日	米原市、近江町 → 米原市
平成18年 1月 1日	東近江市、蒲生町、能登川町 → 東近江市
平成18年 2月13日	長浜市、浅井町、びわ町 → 長浜市 秦荘町、愛知川町 → 愛荘町
平成18年 3月20日	大津市、志賀町 → 大津市 大津市・志賀町行政事務組合 解散
平成22年 1月 1日	長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町 → 長浜市 伊香郡衛生プラント組合 解散
平成22年 3月 1日	彦根犬上広域行政組合 → 彦根愛知犬上広域行政組合 名称等変更
平成22年 3月21日	近江八幡市、安土町 → 近江八幡市

I 廃棄物の分類

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などでの事業活動に伴って発生する、廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町村が、産業廃棄物については事業者の責任で処理することとなっています。

図－1 廃棄物の分類



- ※1 家庭から排出されるごみ(生活ごみ)
- ※2 事業所から排出されるごみのうち産業廃棄物にあたらないもの
- ※3 一部地域に設置している浄化槽から収集された汚泥
- ※4 燃えがら／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁くず／鋳さい／がれき類／動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体／ばいじん／上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの（例えばコンクリート固型化物）／
- ※5 爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

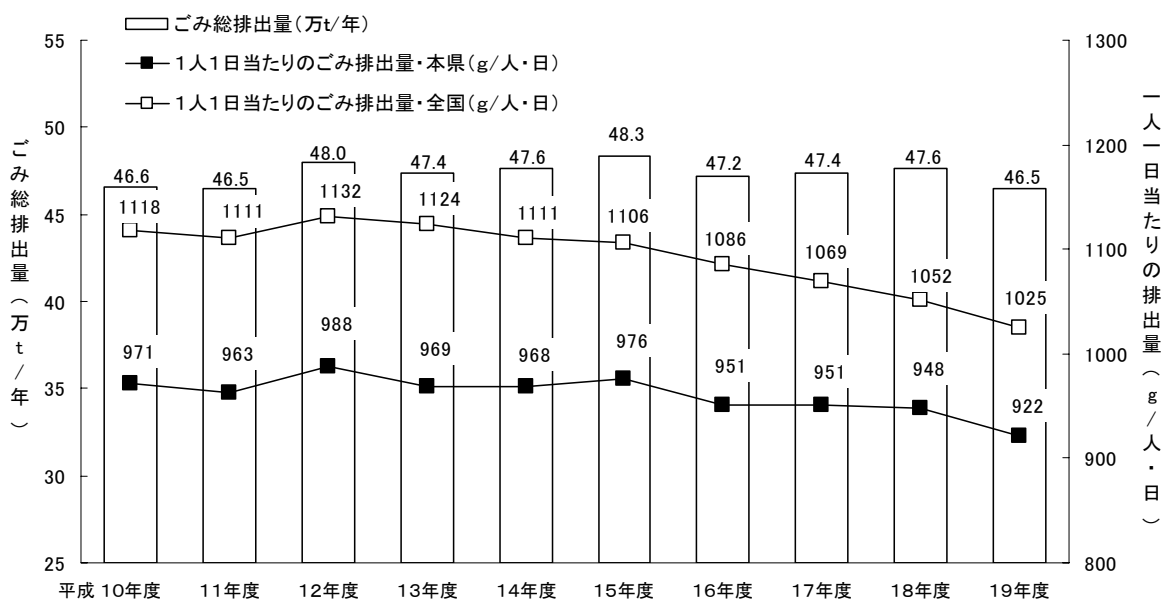
II 一般廃棄物 ごみ処理の概要

1 ごみの排出量

平成19年度における本県のごみの総排出量は465,212t、1人1日当たりのごみ排出量は922gであり、前年度に比べ、総排出量、1人1日当たりの排出量ともに、減少しています。全国平均における1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向にあります。

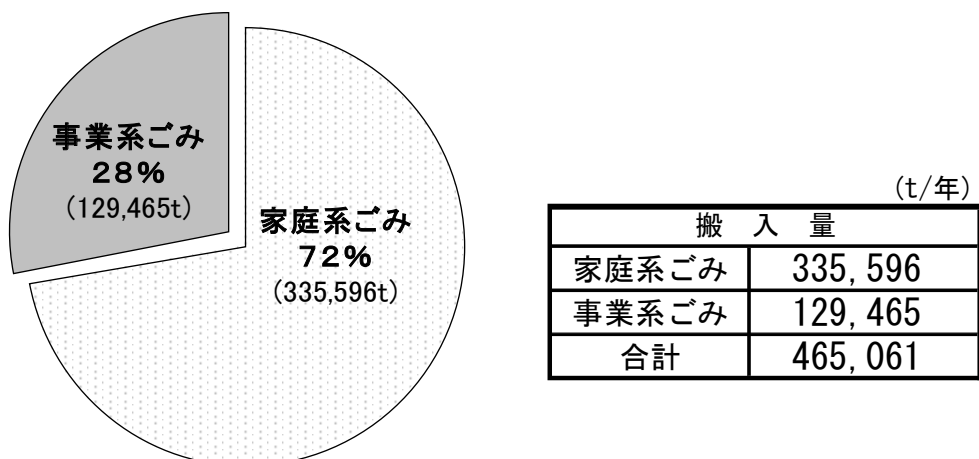
また、市町等のごみ処理施設への搬入量に占める家庭系ごみの割合は72%、事業系の割合は28%となっています。

図－2 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移



1人1日当たりのごみ排出量 = (計画収集量 + 直接搬入量 + 自家処理量) / (人口 × 365) [閏年では366]

図－3 家庭系ごみ・事業系ごみの搬入量割合(平成19年度)



表－1 市町別ごみ排出量（平成19年度）

(t/年)

市町名						収集量	直接搬入 ごみ	搬入量(≒ 処理量)	自家処理量	総排出量	集団回収量
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ						
大津市	97,843	1,826	6,413	62	7,455	113,599	2,081	115,680	0	115,680	14,052
彦根市	31,444	1,382	3,063	965	97	36,951	4,719	41,670	0	41,670	3,310
長浜市	18,771	1,279	5,456	79	327	25,912	3,423	29,335	0	29,335	261
近江八幡市	20,059	1,032	1,546	0	50	22,687	3,407	26,094	0	26,094	1,388
草津市	33,623	506	4,240	152	193	38,714	960	39,674	0	39,674	3,419
守山市	13,000	5,803	7,058	0	0	25,861	822	26,683	0	26,683	0
栗東市	14,216	0	5,427	19	952	20,614	1,136	21,750	0	21,750	0
甲賀市	22,194	679	4,124	8	287	27,292	3,454	30,746	0	30,746	0
野洲市	8,569	602	1,836	9	295	11,311	2,277	13,588	0	13,588	0
湖南市	14,746	335	1,468	0	25	16,574	676	17,250	0	17,250	812
高島市	14,453	487	2,206	0	1	17,147	4,127	21,274	0	21,274	300
東近江市	27,301	1,624	3,332	286	139	32,682	1,887	34,569	0	34,569	2,023
米原市	6,862	720	2,728	31	189	10,530	803	11,333	0	11,333	0
安土町	2,187	90	345	1	61	2,684	126	2,810	0	2,810	458
日野町	4,877	179	666	1	7	5,730	459	6,189	0	6,189	697
竜王町	2,911	132	467	0	70	3,580	60	3,640	0	3,640	0
愛荘町	3,572	174	346	53	446	4,591	138	4,729	0	4,729	1
豊郷町	936	159	234	0	228	1,557	209	1,766	0	1,766	0
甲良町	1,171	172	195	2	616	2,156	92	2,248	0	2,248	220
多賀町	1,276	133	618	0	95	2,122	69	2,191	151	2,342	442
虎姫町	1,308	132	334	6	65	1,845	168	2,013	0	2,013	0
湖北町	1,677	174	574	10	50	2,485	162	2,647	0	2,647	84
高月町	2,046	171	472	9	50	2,748	172	2,920	0	2,920	0
木之本町	1,373	150	121	0	1	1,645	584	2,229	0	2,229	265
余呉町	570	69	60	12	0	711	174	885	0	885	90
西浅井町	788	97	79	0	0	964	184	1,148	0	1,148	166
合計	347,773	18,107	53,408	1,705	11,699	432,692	32,369	465,061	151	465,212	27,988



奥川 由衣さん（長浜市立浅井中学校2年）の作品

2 ごみ処理の状況

平成19年度における、ごみ搬入量は465,061t、ごみ処理量は464,416tとなり、図-4のとおり処理されました（前年度保管残量等があるため、ごみ搬入量とごみ処理量は一致しません）。

このうち資源化されたのは70,244tであり、集団回収による資源化量を含めた総資源化量は98,232tとなります。最終処分量は60,699tであり、減少傾向にあります（前年度最終処分量は66,909t）。

図-4 ごみ処理の状況(平成19年度)

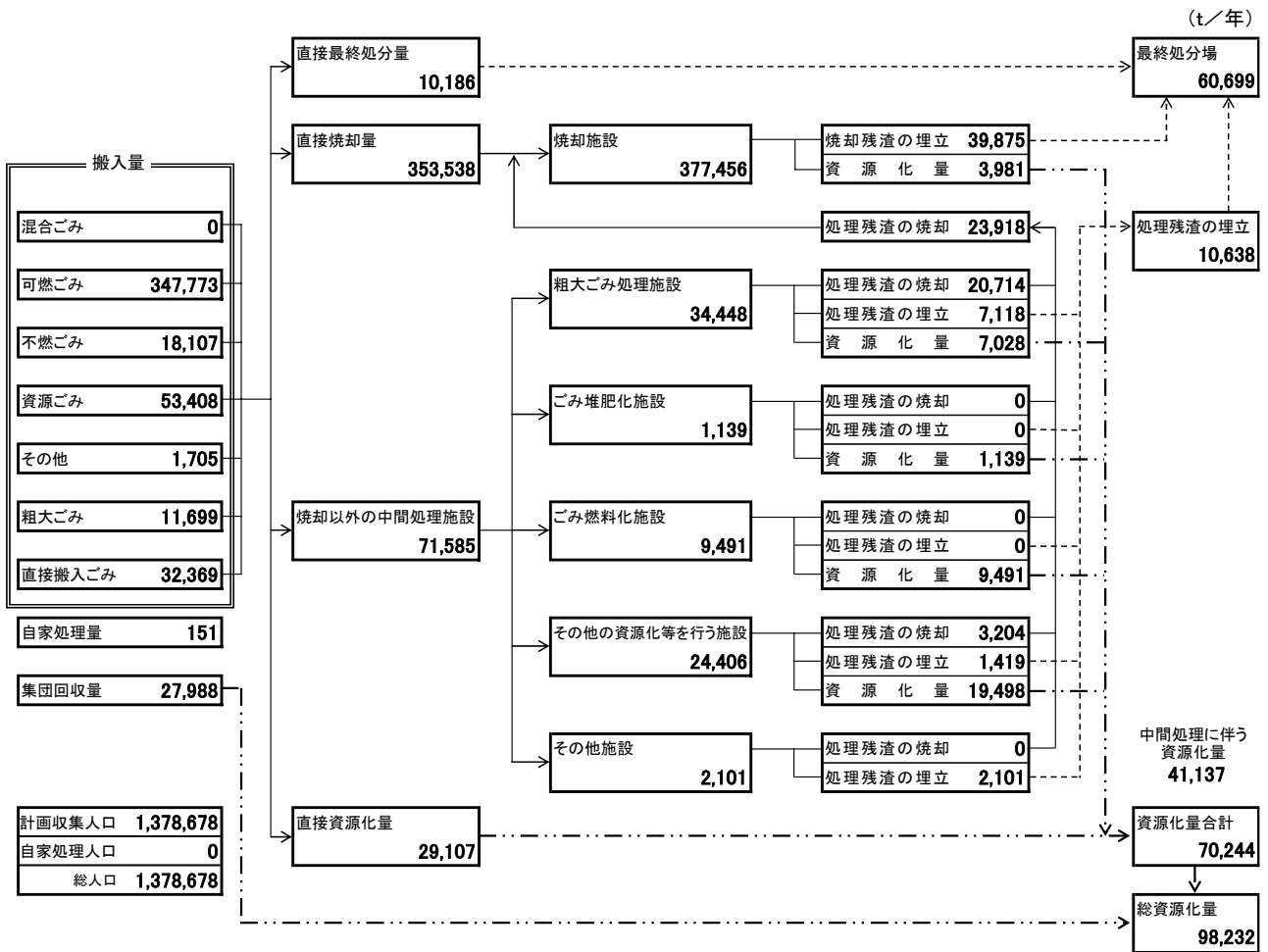
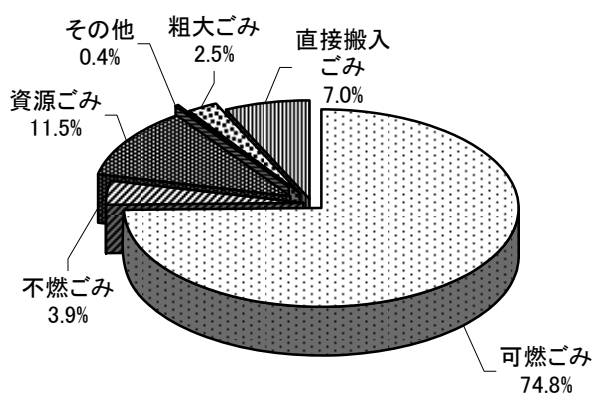
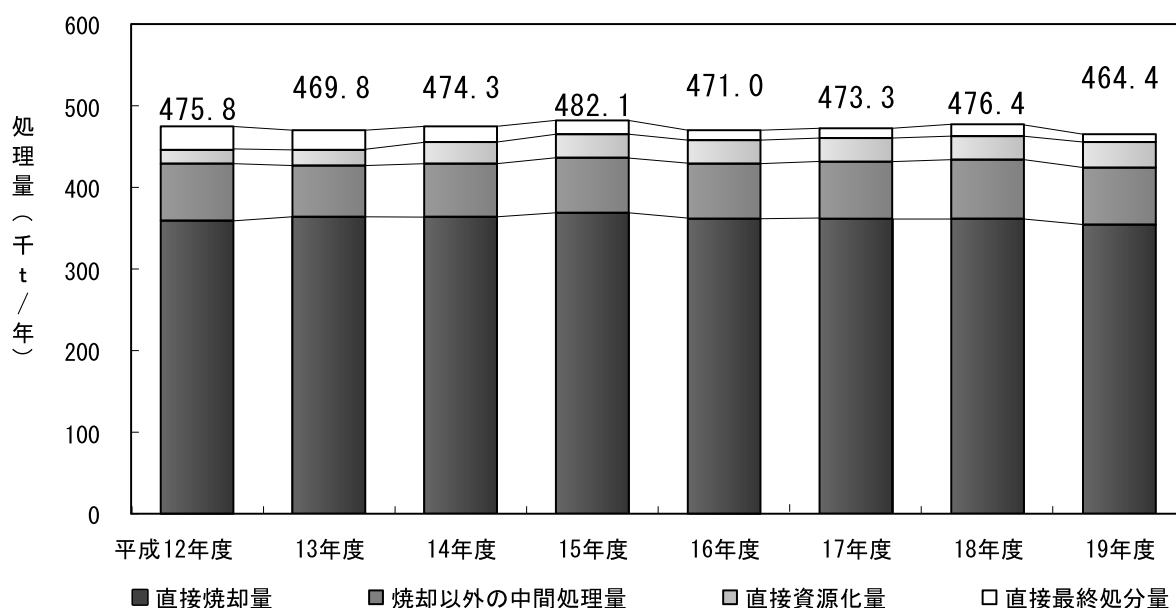


図-5 ごみ搬入量の内訳(平成19年度)



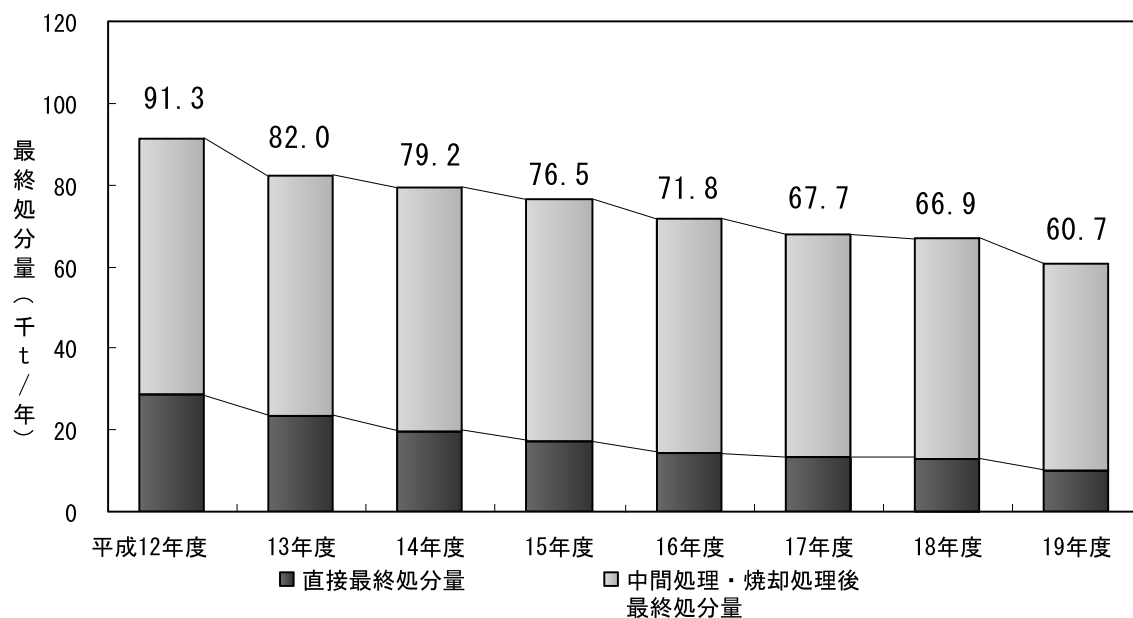
種類	搬入量
可燃ごみ	347,773
不燃ごみ	18,107
資源ごみ	53,408
その他	1,705
粗大ごみ	11,699
直接搬入ごみ	32,369
合計	465,061

図-6 ごみ処理量の推移



	(t/年)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
直接焼却量	359,691	363,677	364,843	369,353	361,752	361,715	360,623	353,538
焼却以外の中間処理量	69,622	61,742	65,003	66,600	68,024	70,222	72,362	71,585
直接資源化量	17,591	20,694	24,741	29,036	26,973	28,073	30,427	29,107
直接最終処分量	28,866	23,639	19,762	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186
合計	475,770	469,752	474,349	482,075	470,955	473,310	476,356	464,416

図-7 最終処分量の推移



	(t/年)							
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
直接最終処分量	28,866	23,639	19,762	17,086	14,206	13,300	12,944	10,186
中間処理・焼却処理後最終処分量	62,470	58,402	59,407	59,443	57,566	54,363	53,965	50,513
合計	91,336	82,041	79,169	76,529	71,772	67,663	66,909	60,699

表－２ 市町別ごみ処理量(平成 19 年度)

(t / 年)

市町名	直接焼却量	直接最終 処分量	資源化を行う施設					焼却以外の 中間処理量	直接資源化 量	処理量 (≒搬入量)
			粗大ごみ処 理施設	ごみ堆肥化 施設	ごみ燃料化 施設	その他の資源 化を行う施設	その他 施設			
大 津 市	97,330	2,195	8,410	0	0	7,056	0	15,466	62	115,053
彦 根 市	33,414	2,664	1,329	0	0	3,234	1,000	5,563	29	41,670
長 浜 市	20,748	578	2,474	0	0	651	0	3,125	4,884	29,335
近江八幡市	22,024	447	1,984	0	0	341	0	2,325	1,298	26,094
草 津 市	34,286	0	467	0	0	3,710	1,101	5,278	0	39,564
守 山 市	13,056	0	6,367	0	0	1,009	0	7,376	6,250	26,682
栗 東 市	14,865	147	1,213	46	0	1,928	0	3,187	3,551	21,750
甲 賀 市	25,648	145	963	1,093	20	425	0	2,501	2,596	30,890
野 洲 市	9,926	442	1,382	0	0	554	0	1,936	1,284	13,588
湖 南 市	15,083	0	364	0	0	1,152	0	1,516	318	16,917
高 島 市	14,662	2,113	2,006	0	6	2,463	0	4,475	43	21,293
東 近 江 市	26,405	463	2,579	0	2,269	233	0	5,081	2,853	34,802
米 原 市	7,172	130	1,272	0	0	345	0	1,617	2,414	11,333
安 土 町	2,268	4	193	0	0	27	0	220	318	2,810
日 野 町	5,266	8	247	0	0	62	0	309	608	6,191
竜 王 町	2,968	4	199	0	0	35	0	234	434	3,640
愛 荘 町	0	86	446	0	3,669	223	0	4,338	305	4,729
豊 郷 町	0	239	228	0	1,065	233	0	1,526	0	1,765
甲 良 町	0	238	616	0	1,175	183	0	1,974	0	2,212
多 賀 町	0	191	0	0	1,287	95	0	1,382	618	2,191
虎 姫 町	1,352	53	268	0	0	34	0	302	306	2,013
湖 北 町	1,734	10	319	0	0	75	0	394	509	2,647
高 月 町	2,097	17	325	0	0	71	0	396	410	2,920
木 之 本 町	1,714	0	394	0	0	122	0	516	0	2,230
余 呉 町	662	12	190	0	0	72	0	262	12	948
西 浅 井 町	858	0	213	0	0	73	0	286	5	1,149
合 計	353,538	10,186	34,448	1,139	9,491	24,406	2,101	71,585	29,107	464,416

その他の資源化を行う施設には、資源ごみを圧縮・梱包する施設等があります。
 その他施設には、不燃ごみの圧縮施設等があります。



饗庭 みのりさん（東近江市立五個荘中学校 1 年）の作品

3 資源化の状況

平成19年度の総資源化量は98,232t、リサイクル率は19.9%となり、年々増加しています。

資源化量の内訳では直接資源化量、中間処理後再生利用量、集団回収量がほぼ1/3ずつとなり、そのうち中間処理後再生利用では、その他の資源化等を行う施設（資源ごみの圧縮・梱包施設等）での資源化量が半分を占めています。

また、ごみの種類別資源化量では紙類が51%、金属類が11%であり、これらで大半を占めています。

図-8 総資源化量とリサイクル率の推移

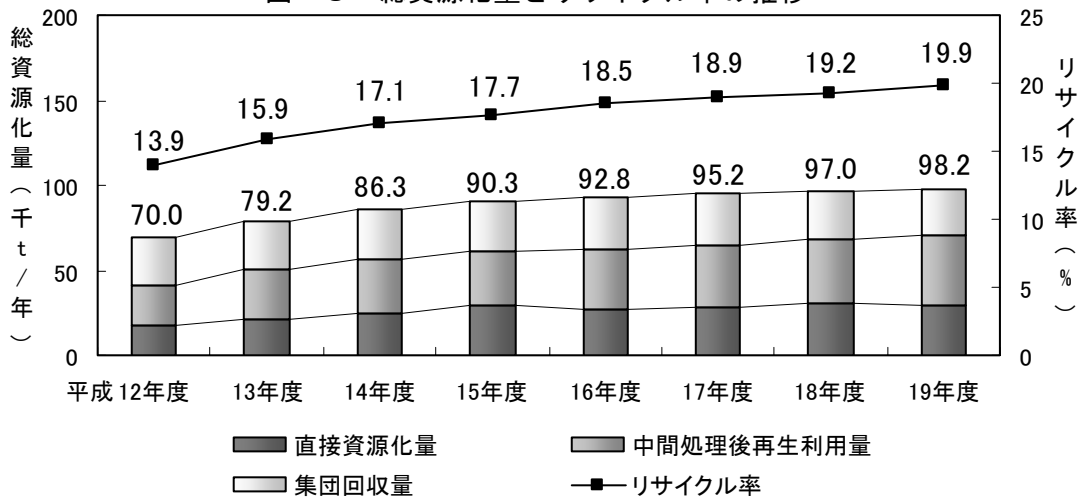


図-9 処理施設別資源化量の内訳(平成19年度)

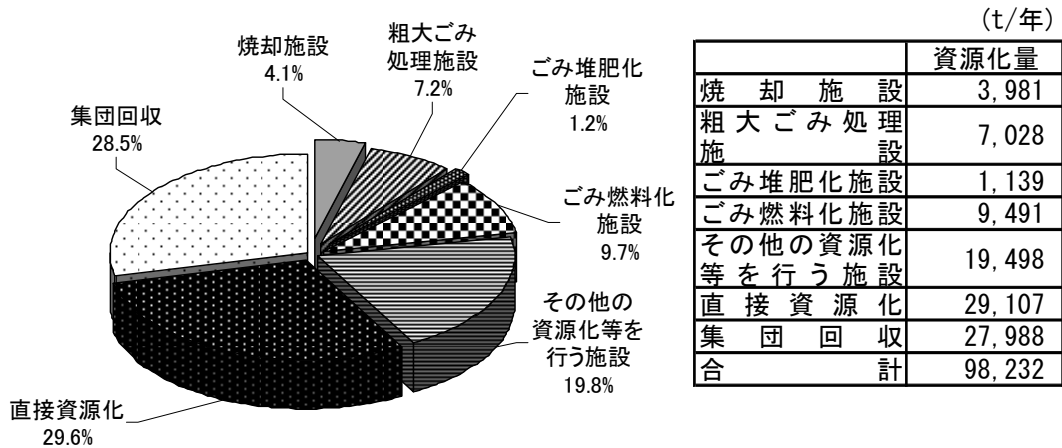
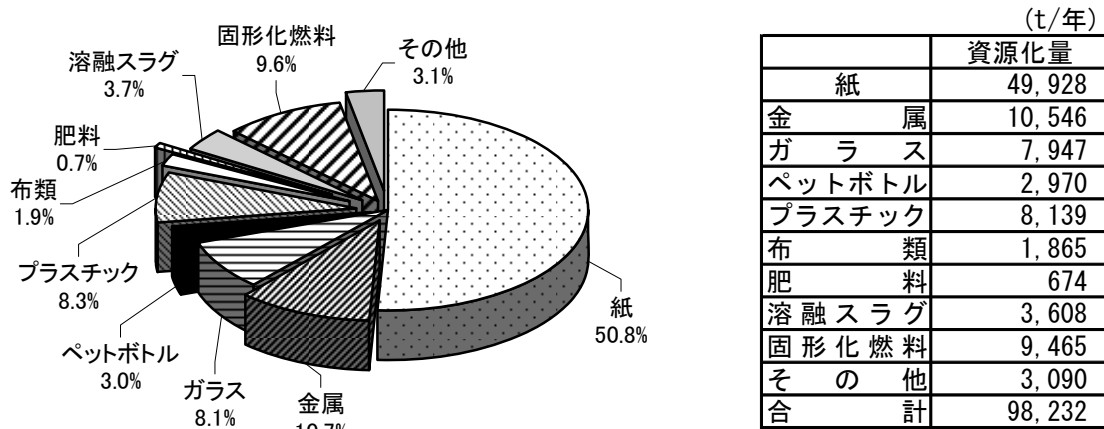


図-10 ごみの種類別資源化量の内訳(平成19年度)



表－3 市町別資源化量、リサイクル率(平成19年度)

市 町 名	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t)	1人1日あたり ごみ排出量 (g/人・日)	ごみ処理量 (t)	総資源化量 (t)	うち、集団 回収量 (t)	リサイクル率 (%)
大 津 市	327,557	115,680	965	115,053	19,625	14,052	15.2
彦 根 市	108,967	41,670	1,045	41,670	6,512	3,310	14.5
長 浜 市	80,805	29,335	992	29,335	6,059	261	20.5
近江八幡市	69,394	26,094	1,027	26,094	3,368	1,388	12.3
草 津 市	115,370	39,674	940	39,564	6,255	3,419	14.6
守 山 市	74,041	26,683	985	26,682	7,898	0	29.6
栗 東 市	62,071	21,750	957	21,750	6,102	0	28.1
甲 賀 市	92,577	30,746	907	30,890	4,489	0	14.5
野 洲 市	49,639	13,588	748	13,588	2,010	0	14.8
湖 南 市	53,071	17,250	888	16,917	2,579	812	14.5
高 島 市	54,433	21,274	1,068	21,293	3,701	300	17.1
東近江市	114,585	34,569	824	34,802	9,996	2,023	27.1
米 原 市	42,128	11,333	735	11,333	2,893	0	25.5
安 土 町	12,162	2,810	631	2,810	1,012	458	31.0
日 野 町	22,952	6,189	737	6,191	1,793	697	26.0
竜 王 町	13,416	3,640	741	3,640	708	0	19.5
愛 荘 町	19,115	4,729	676	4,729	4,537	1	95.9
豊 郷 町	7,283	1,766	663	1,765	1,526	0	86.5
甲 良 町	8,074	2,248	761	2,212	2,206	220	90.7
多 賀 町	8,286	2,342	772	2,191	2,442	442	92.7
虎 姫 町	5,845	2,013	941	2,013	371	0	18.4
湖 北 町	9,235	2,647	783	2,647	702	84	25.7
高 月 町	10,361	2,920	770	2,920	516	0	17.7
木 之 本 町	8,603	2,229	708	2,230	458	265	18.4
余 呉 町	3,961	885	610	948	192	90	18.5
西 浅 井 町	4,747	1,148	661	1,149	282	166	21.4
合 計	1,378,678	465,212	922	464,416	98,232	27,988	19.9

国において公表しているごみの総排出量の定義は、平成17年度実績より、収集ごみ量＋直接搬入量＋自家処理量（旧定義）から、収集ごみ量＋直接搬入量＋集団回収量（新定義）に変更となりましたが、滋賀県では第二次廃棄物処理計画（平成18年6月策定）が進行中のため、旧定義で表しています。

1人1日あたりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷365 [閏年では366]
 リサイクル率＝総資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

表-4 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集・再商品化の状況（平成19年度）

(t/年)

市町名	無色ガラス容器				茶色ガラス容器				その他ガラス容器				ペットボトル				紙製容器包装			
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理
大津市	1,325.9	289.4	0.0	289.4	1,270.5	279.6	0.0	279.6	—	—	—	—	813.3	692.2	692.2	0.0	—	—	—	—
彦根市	487.6	474.8	0.0	474.8	371.5	356.6	0.0	356.6	203.2	191.2	0.0	191.2	234.4	226.0	226.0	0.0	3.0	3.0	0.0	3.0
近江八幡市	208.8	208.8	0.0	208.8	154.8	154.8	0.0	154.8	51.0	51.0	0.0	51.0	115.7	115.7	60.2	55.5	—	—	—	—
草津市	448.6	433.8	0.0	433.8	291.6	274.8	0.0	274.8	135.9	121.2	0.0	121.2	311.1	280.6	280.6	0.0	—	—	—	—
守山市	278.3	278.3	0.0	278.3	205.9	205.9	0.0	205.9	73.9	73.9	73.9	0.0	186.7	174.9	99.3	75.7	—	—	—	—
栗東市	229.9	210.6	0.0	210.6	150.7	162.9	0.0	162.9	60.5	47.4	0.0	47.4	168.2	142.9	142.9	0.0	107.5	107.5	0.0	107.5
甲賀市	331.7	331.7	0.0	331.7	271.8	271.8	0.0	271.8	69.9	69.9	0.0	69.9	138.0	138.0	0.0	138.0	—	—	—	—
野洲市	174.4	174.4	0.0	174.4	119.5	119.5	0.0	119.5	43.9	43.9	0.0	43.9	140.7	125.4	125.4	0.0	—	—	—	—
湖南市	194.9	194.9	0.0	194.9	119.1	119.1	0.0	119.1	43.2	43.2	0.0	43.2	143.5	143.5	0.0	143.5	—	—	—	—
高島市	255.7	220.7	0.0	220.7	208.9	174.9	0.0	174.9	68.6	58.4	0.0	58.4	108.5	102.5	102.5	0.0	—	—	—	—
東近江市	420.1	329.6	0.0	329.6	340.7	270.9	0.0	270.9	124.2	107.0	0.0	107.0	233.3	205.0	134.7	70.3	—	—	—	—
安土町	38.0	38.4	0.0	38.4	21.2	20.7	0.0	20.7	7.4	8.0	0.0	8.0	22.9	22.1	15.4	6.7	—	—	—	—
日野町	79.7	79.7	0.0	79.7	70.8	70.8	0.0	70.8	15.3	15.3	0.0	15.3	60.1	56.0	38.3	17.8	—	—	—	—
竜王町	42.9	42.9	0.0	42.9	30.6	30.6	0.0	30.6	8.9	8.9	0.0	8.9	33.2	31.4	22.3	9.1	—	—	—	—
愛荘町	52.5	52.5	0.0	52.5	42.0	42.0	0.0	42.0	10.8	10.8	0.0	10.8	40.2	40.2	0.0	40.2	—	—	—	—
豊郷町	23.7	23.7	0.0	23.7	26.2	26.2	0.0	26.2	4.2	4.2	0.0	4.2	12.9	12.9	0.0	12.9	—	—	—	—
甲良町	25.7	25.7	0.0	25.7	32.4	32.4	0.0	32.4	4.4	4.4	0.0	4.4	9.8	9.8	0.0	9.8	—	—	—	—
多賀町	20.6	20.6	0.0	20.6	19.4	19.4	0.0	19.4	4.9	4.9	0.0	4.9	10.5	10.5	0.0	10.5	—	—	—	—
湖北広域行政事務センター	442.3	425.2	0.0	425.2	357.6	346.2	0.0	346.2	108.7	99.2	0.0	99.2	325.0	325.0	0.0	325.0	54.2	54.2	0.0	54.2
伊香郡衛生プラント組合	44.4	38.9	0.0	38.9	56.4	43.9	0.0	43.9	22.3	13.4	0.0	13.4	49.1	49.4	0.0	49.4	—	—	—	—
合計	5,125.6	3,894.5	0.0	3,894.5	4,161.6	3,022.9	0.0	3,022.9	1,061.2	976.3	73.9	902.4	3,157.2	2,904.0	1,939.7	964.3	164.7	164.7	0.0	164.7

市町名	プラスチック製容器包装				白色トレイ				鋼製容器包装		アルミ製容器包装		紙パック		段ボール		合計	
	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	うち引渡	うち独自処理	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量	収集量	再商品化処理量
大津市	2,049.5	1,832.9	1,832.9	0.0	—	—	—	—	715.7	545.0	253.1	191.6	22.6	22.6	0.0	0.0	6,450.6	3,853.3
彦根市	1,694.5	1,267.7	1,267.7	0.0	—	—	—	—	212.9	210.2	30.9	28.0	0.8	0.8	0.0	0.0	3,238.9	2,758.3
近江八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	85.8	85.8	21.2	21.2	16.9	16.9	126.9	126.9	781.0	781.0
草津市	2,626.3	1,046.6	1,046.6	0.0	—	—	—	—	176.7	176.7	40.5	40.5	—	—	—	—	4,030.7	2,374.2
守山市	818.5	812.2	812.2	0.0	—	—	—	—	128.2	128.2	79.2	79.2	20.1	20.1	638.1	638.1	2,428.8	2,410.8
栗東市	933.1	941.7	941.7	0.0	—	—	—	—	163.0	163.0	49.8	49.8	3.2	2.7	514.9	514.9	2,380.9	2,343.4
甲賀市	—	—	—	—	19.0	19.0	0.0	19.0	218.7	218.7	38.6	38.6	15.5	15.5	325.7	325.7	1,428.8	1,428.8
野洲市	414.5	336.3	336.3	0.0	—	—	—	—	99.2	99.2	25.2	25.2	—	—	105.7	105.7	1,122.9	1,029.5
湖南市	477.6	477.6	0.0	477.6	1.7	1.7	0.0	1.7	105.5	107.7	29.0	31.1	1.2	1.2	69.6	69.6	1,185.2	1,189.5
高島市	2.1	2.8	2.8	0.0	—	—	—	—	124.7	124.7	38.9	38.9	7.3	7.3	378.2	378.2	1,192.9	1,108.4
東近江市	—	—	—	—	2.4	1.9	0.8	1.1	318.8	318.8	97.4	97.4	6.6	6.3	249.4	249.4	1,792.9	1,586.2
安土町	—	—	—	—	0.9	0.6	0.6	0.0	16.1	16.1	4.8	4.8	0.0	0.0	14.0	14.0	125.3	124.7
日野町	—	—	—	—	0.1	0.1	0.1	0.0	46.3	46.3	8.5	8.5	0.8	0.7	38.2	38.2	319.7	315.5
竜王町	—	—	—	—	0.7	0.4	0.4	0.0	20.8	20.8	12.8	12.8	2.1	2.1	36.7	36.7	188.8	186.7
愛荘町	—	—	—	—	—	—	—	—	40.3	40.3	26.9	26.9	—	—	—	—	212.7	212.7
豊郷町	—	—	—	—	0.9	0.9	0.0	0.9	15.8	15.8	2.3	2.3	—	—	9.7	9.7	95.7	95.7
甲良町	—	—	—	—	1.9	1.9	0.0	1.9	13.2	13.2	5.5	5.5	—	—	—	—	92.9	92.9
多賀町	—	—	—	—	1.4	1.4	0.0	1.4	13.3	13.3	2.8	2.8	1.8	1.8	67.6	67.6	142.3	142.3
湖北広域行政事務センター	1,066.2	1,014.4	1,014.4	0.0	89.3	39.5	0.0	39.5	233.6	233.6	71.2	71.2	72.2	72.2	1,029.5	1,029.5	3,849.6	3,710.1
伊香郡衛生プラント組合	53.3	46.0	44.6	1.3	11.9	11.8	0.0	11.8	17.2	19.6	70.7	7.0	0.9	0.9	9.4	9.4	335.7	240.3
合計	10,135.6	7,778.1	7,299.2	478.9	130.1	79.1	1.9	77.3	2,765.5	2,596.8	909.1	783.2	171.9	171.0	3,613.6	3,613.6	31,396.2	25,984.1

湖北広域行政事務センター：長浜市、米原市、虎姫町、湖北町、高月町
 伊香郡衛生プラント組合：木之本町、余呉町、西浅井町
 引渡：容器包装リサイクル協会への引渡（各ガラス容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、白色トレイのみ）
 独自処理：市町が独自に契約した処理業者による処理量
 前年度からの保管残量等があるため、収集量と再商品化処理量は一致しない場合がある。

表一5 ごみ処理の詳細

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
① 総人口 (人)	1,313,206	1,323,426	1,332,298	1,340,200	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678
② 計画処理区域内人口 (人)	1,313,206	1,323,426	1,332,298	1,340,200	1,347,187	1,353,170	1,358,978	1,365,059	1,377,215	1,378,678
③ 計画収集人口 (人)	1,256,197	1,305,835	1,331,082	1,337,815	1,344,486	1,351,749	1,357,876	1,365,059	1,377,215	1,378,678
④ 自家処理人口 (人)	57,009	17,591	1,216	2,385	2,701	1,421	1,102	0	0	0
⑤ 計画収集量 (t/日)	1,085	1,118	1,172	1,168	1,180	1,201	1,182	1,196	1,207	1,182
⑥ 直接搬入量 (t/日)	137	132	131	119	119	116	104	101	98	88
⑦ 自家処理量 (t/日)	53	21	13	11	6	4	5	1	0	0
⑧ 集団回収量 (t/日)	77	78	80	79	82	79	82	82	78	76
a 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑦)	1,276	1,271	1,316	1,298	1,305	1,320	1,292	1,298	1,305	1,271
b 総排出量 (t/日) (⑤+⑥+⑧)	1,300	1,328	1,383	1,366	1,381	1,395	1,369	1,379	1,383	1,347
1日1人当たり排出量A (a/①)	本県 (g/人・日)	971	988	969	968	976	951	951	948	922
	全国 (g/人・日)	1,118	1,111	1,132	1,124	1,111	1,106	1,086	1,052	1,025
1日1人当たり排出量B (b/①)	本県 (g/人・日)	990	1,003	1,038	1,019	1,025	1,007	1,010	1,004	977
	全国 (g/人・日)	1,162	1,159	1,185	1,180	1,166	1,146	1,131	1,116	1,089

国では、平成17年度より総排出量の定義を a総排出量 (計画収集量+直接搬入量+自家処理量) から b総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) へ変更しています。

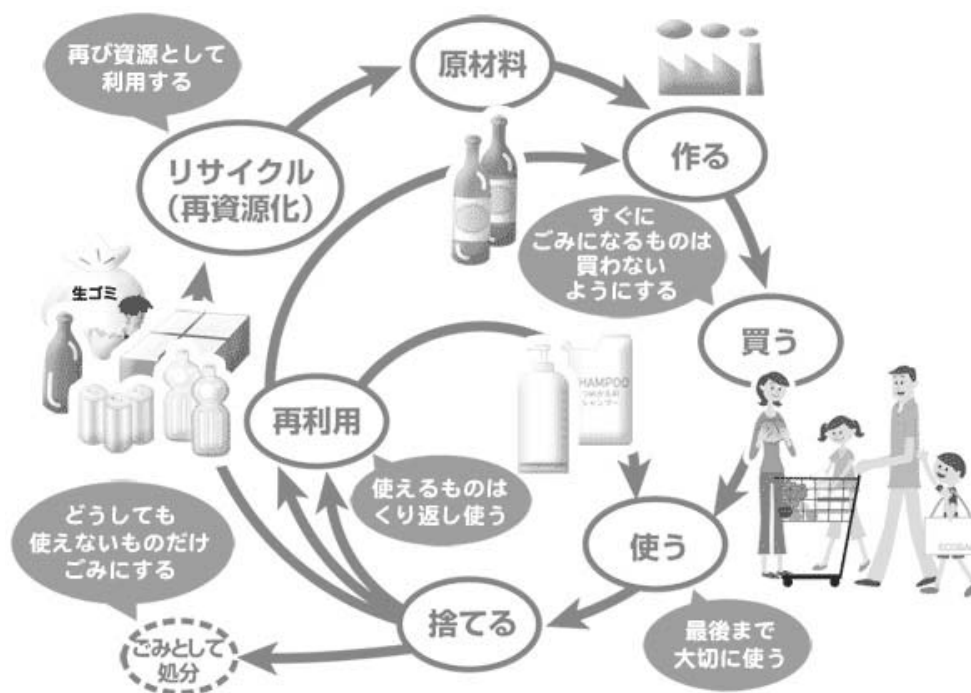
●資源循環型社会の構築

廃棄物の処理においては、従来の「単に燃やして埋める」という「ごみ処理」から、「ごみ」を「資源」として捉え、ごみの発生抑制や資源化を徹底的に行う資源循環型社会への転換を図っていかねばなりません。このため、平成 18 年 6 月に「第二次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量に関する目標やそのための進めるべき取り組み、県民・事業者・行政など関係者の役割を取りまとめました。

市町では、既にごみの分別収集や資源化が進められていますが、更に焼却施設から発生する熱エネルギーを有効に活用するサーマルリサイクルを進めるなど、資源循環型社会の構築を目指した取り組みが求められています。

また、平成 18 年 6 月に公布された改正容器包装リサイクル法では、質の高い分別収集・再商品化を推進するために、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して金銭を支払う仕組みである「市町村への資金拠出制度」が創設されました（平成 20 年度から開始）。この仕組みは、質の高い分別収集を行う市町村に対して、容器包装製造・利用事業者から資金が拠出されるというものです。この仕組みにより、分別の質の向上、特に異物混入の多い「プラスチック製容器包装」の質の向上が期待されています。

我々の生活を見直していけば、資源循環型社会の構築のためにできることは多くあります。今後とも県民・事業者・行政などが一体となって、資源循環型社会を構築していく必要があります。

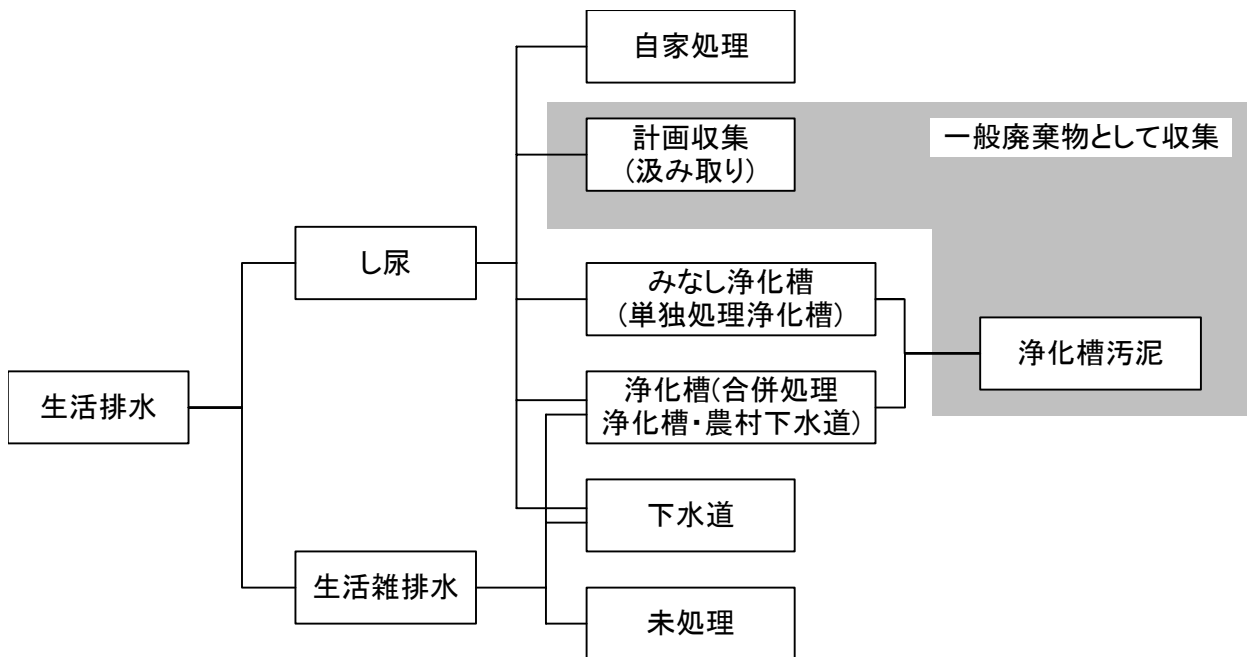


Ⅲ 一般廃棄物 生活排水処理の概要

生活排水は、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水のこと、し尿に係るものと、それ以外の生活雑排水とに分けられます。生活排水の処理区分は図-11のとおりです。

一般廃棄物として収集されているのは、計画収集（汲み取り）し尿と、みなし浄化槽（19ページ参照）または浄化槽から発生する汚泥となります。

図-11 生活排水の処理区分

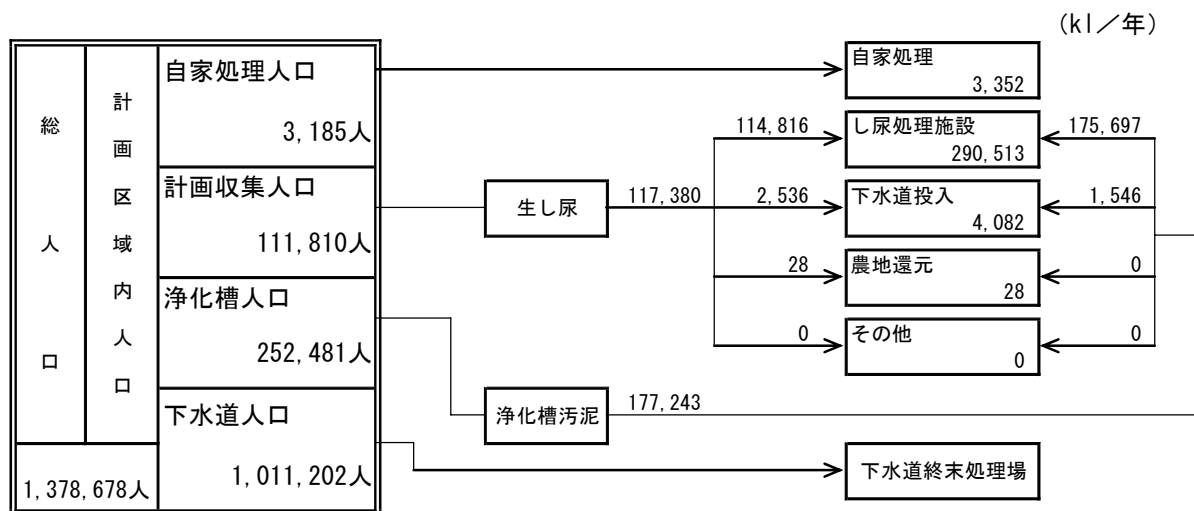


1 し尿処理の状況

平成 19 年度における収集量は生し尿が 117,324kl、浄化槽汚泥が 177,604kl、合計 294,928kl です。下水道の普及により収集量は減少傾向にあります。

し尿処理の状況をトイレの水洗化という観点から分けると、水洗化による方法（公共下水道、農村下水道、浄化槽）と非水洗化による方法（市町等による生し尿の計画収集、住民による自家処理）との人口比率の推移は図-13 のとおりで、水洗化人口が年々増加しており、平成 19 年度は 91.7%に達しています。

図-12 し尿処理の状況(平成 19 年度)



表－６ し尿処理における水洗化人口等の推移

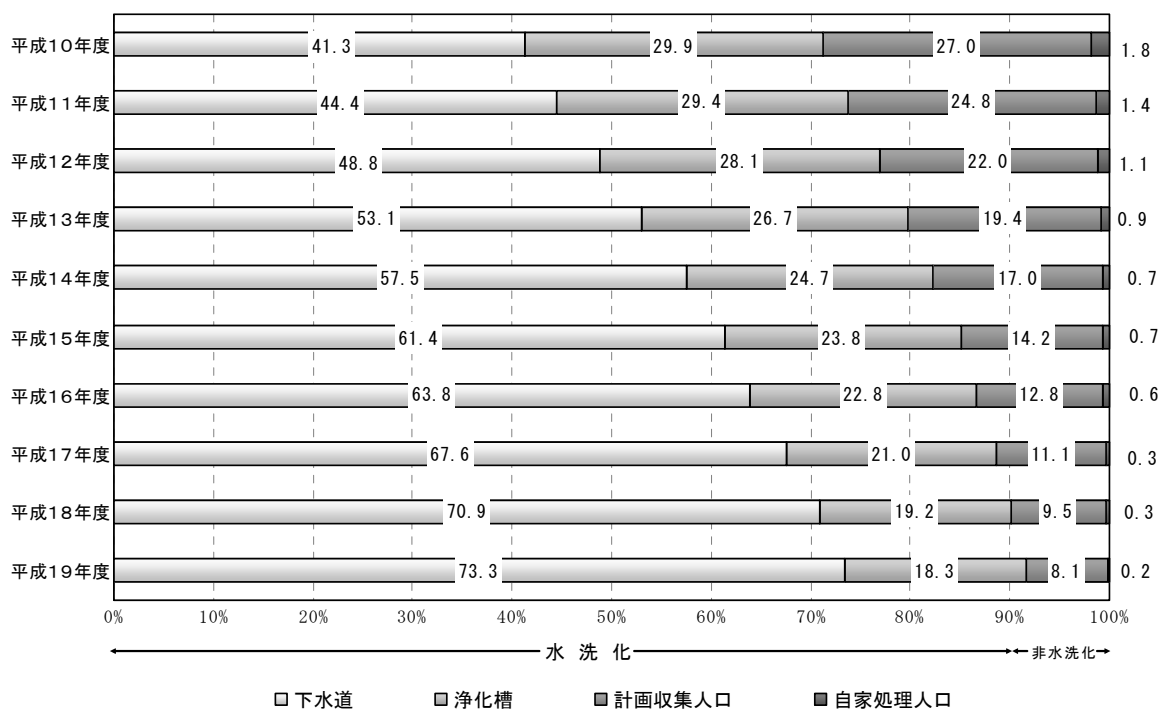
(人)

年 度	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,313,206	100.0%	1,323,426	100.0%	1,332,298	100.0%	1,340,200	100.0%	1,347,187	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	542,581	41.3%	587,450	44.4%	650,385	48.8%	711,167	53.1%	775,112	57.5%
	浄 化 槽	393,089	29.9%	389,184	29.4%	373,753	28.1%	357,392	26.7%	332,700	24.7%
	計	935,670	71.3%	976,634	73.8%	1,024,138	76.9%	1,068,559	79.7%	1,107,812	82.2%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	353,912	27.0%	328,276	24.8%	292,972	22.0%	259,854	19.4%	229,618	17.0%
	自 家 処 理 人 口	23,624	1.8%	18,516	1.4%	15,188	1.1%	11,787	0.9%	9,757	0.7%
	計	377,536	28.7%	346,792	26.2%	308,160	23.1%	271,641	20.3%	239,375	17.8%

年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		
計 画 収 集 区 域 内 人 口	1,353,170	100.0%	1,358,978	100.0%	1,365,059	100.0%	1,377,215	100.0%	1,378,678	100.0%	
水 洗 化 人 口	下 水 道	830,283	61.4%	866,389	63.8%	922,330	67.6%	977,125	70.9%	1,011,202	73.3%
	浄 化 槽	321,919	23.8%	310,434	22.8%	286,636	21.0%	264,610	19.2%	252,481	18.3%
	計	1,152,202	85.1%	1,176,823	86.6%	1,208,966	88.6%	1,241,735	90.2%	1,263,683	91.7%
非 水 洗 化 人 口	計 画 収 集 人 口	191,677	14.2%	174,433	12.8%	151,558	11.1%	131,304	9.5%	111,810	8.1%
	自 家 処 理 人 口	9,291	0.7%	7,722	0.6%	4,535	0.3%	4,176	0.3%	3,185	0.2%
	計	200,968	14.9%	182,155	13.4%	156,093	11.4%	135,480	9.8%	114,995	8.3%

各数値の右欄には、県内人口に対する割合を記載しています。

図－１３ 水洗化人口と非水洗化人口比率の推移



表－7 し尿処理の詳細

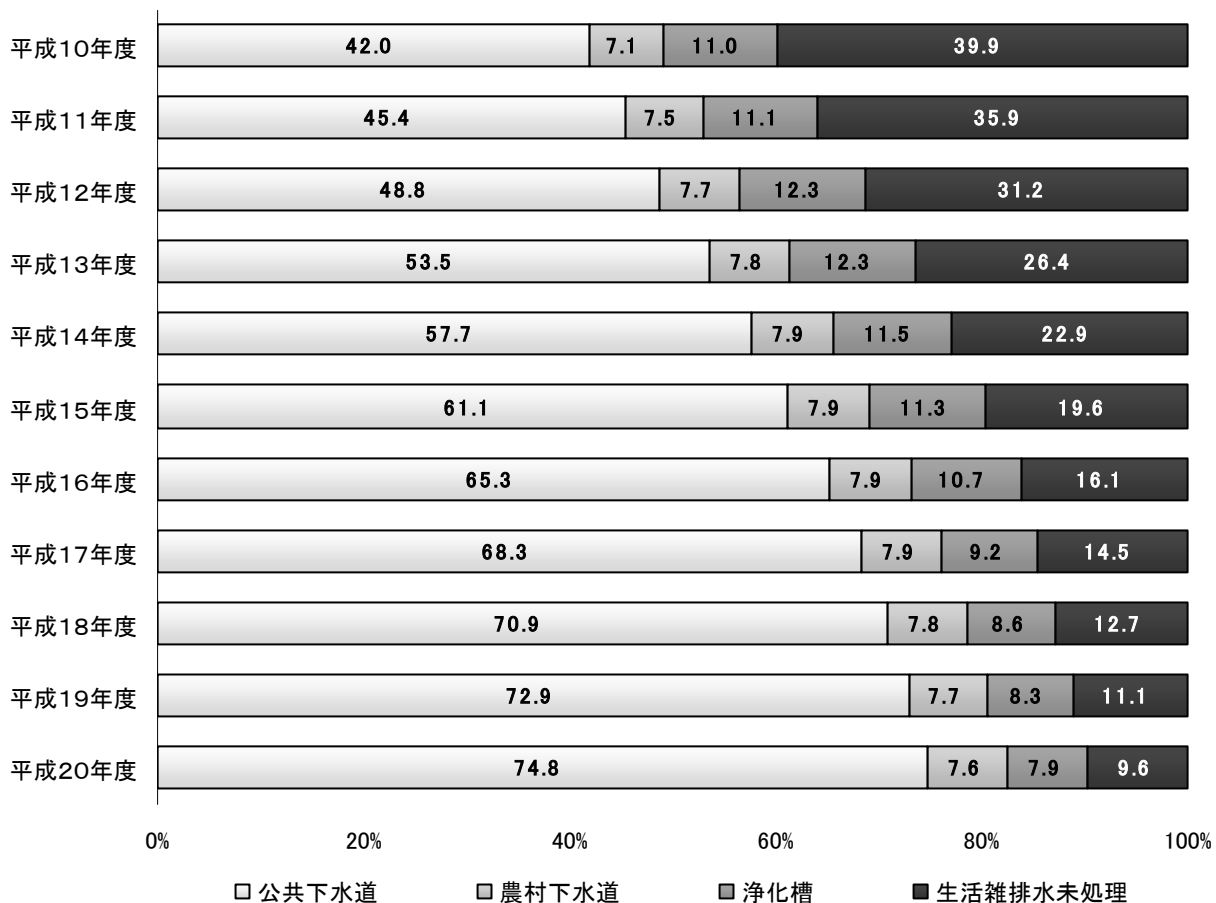
年 度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
収 集 量	①生し尿 (kl/年)	300,967	56.3%	277,879	53.9%	254,117	51.7%	230,877	49.0%	206,030	46.9%
	浄化槽汚泥 (kl/年)	233,618	43.7%	237,195	46.1%	237,773	48.3%	240,379	51.0%	233,657	53.1%
	計 (kl/年)	534,585	100.0%	515,074	100.0%	491,890	100.0%	471,256	100.0%	439,687	100.0%
自家処理量 (kl/年)		16,014		12,454		10,689		8,336		7,539	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		353,912		328,276		292,972		259,854		229,618	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (l/日)		2.33		2.32		2.38		2.43		2.46	
処 理 内 訳	し尿処理施設 (kl/年)	528,698	98.6%	503,281	97.7%	477,223	97.0%	452,559	96.4%	401,319	97.2%
	下水道投入 (kl/年)	1,874	0.3%	6,413	1.2%	6,746	1.4%	6,513	1.4%	6,608	1.6%
	農地還元 (kl/年)	244	0%	177	0%	108	0%	35	0%	15	0%
	海洋投入 (kl/年)	5,557	1.0%	5,253	1.0%	7,813	1.6%	10,165	2.2%	4,899	1.2%
	その他 (kl/年)	0	0%	0	0%	0	0%	61	0%	0	0%
	計 (kl/年)	536,373	100.0%	515,124	100.0%	491,890	100.0%	469,333	100.0%	412,841	100.0%

		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
収 集 量	①生し尿 (kl/年)	188,199	46.3%	166,678	44.8%	148,724	43.4%	139,594	42.8%	117,324	39.8%
	浄化槽汚泥 (kl/年)	218,247	53.7%	205,680	55.2%	194,276	56.6%	186,805	57.2%	177,604	60.2%
	計 (kl/年)	406,446	100.0%	372,358	100.0%	343,000	100.0%	326,399	100.0%	294,928	100.0%
自家処理量 (kl/年)		8,563		6,491		2,948		5,522		3,352	
②計画収集人口 (汲取収集人口) (人)		191,677		174,433		151,558		131,304		111,810	
1人1日当たり排出量 (①/②÷365日) (l/日)		2.69		2.62		2.69		2.91		2.87	
処 理 内 訳	し尿処理施設 (kl/年)	391,156	96.8%	358,716	96.8%	331,956	96.8%	313,748	97.8%	290,513	98.6%
	下水道投入 (kl/年)	7,231	1.8%	6,066	1.6%	5,661	1.7%	4,678	1.5%	4,082	1.4%
	農地還元 (kl/年)	15	0%	0	0%	0	0%	0	0%	28	0%
	海洋投入 (kl/年)	5,528	1.4%	5,634	1.5%	5,383	1.6%	2,451	0.8%	0	0%
	その他 (kl/年)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	計 (kl/年)	403,930	100.0%	370,416	100.0%	343,000	100.0%	320,877	100.0%	294,623	100.0%

2 生活雑排水処理の状況

本県の生活雑排水処理率(総人口のうち生活雑排水を処理している人口の割合)は年々上昇しており、平成20年度(平成21年3月末)では、公共下水道により74.8%、農村下水道により7.6%、浄化槽により7.9%、合計90.4%となっています。

図-14 生活雑排水処理率の推移



表－8 市町別生活雑排水処理人口(平成20年度末現在)

(人)

市町名	総人口 H21. 3. 31 (住民基本台帳人口)	生活雑排水 処理人口	公共 下水道	農村 下水道	浄化槽	林業集落 排水施設
大津市	330,041	317,340	308,857	1,036	7,447	
彦根市	109,276	92,566	68,763	4,877	18,926	
長浜市	80,838	75,199	61,039	11,515	2,645	
近江八幡市	68,316	55,155	33,595	660	20,900	
草津市	117,546	113,328	103,947	4,452	4,929	
守山市	75,531	74,603	67,403	4,550	2,650	
栗東市	63,445	59,778	57,586	189	2,003	
甲賀市	92,659	73,844	43,700	10,601	19,543	
野洲市	49,849	48,434	45,099	3,127	208	
湖南市	52,899	49,429	45,363	0	4,066	
高島市	53,859	45,472	28,676	9,519	7,229	48
東近江市	114,165	98,017	60,692	28,515	8,810	
米原市	41,072	35,032	28,665	3,895	2,472	
安土町	12,158	11,839	10,980	0	859	
日野町	22,802	17,435	10,008	5,129	2,298	
竜王町	13,324	11,922	9,289	928	1,705	
愛荘町	19,456	15,862	14,528	131	1,203	
豊郷町	7,205	5,922	5,767	0	155	
甲良町	7,954	5,078	4,580	0	498	
多賀町	8,133	6,663	5,962	264	437	
虎姫町	5,605	4,342	4,284	0	58	
湖北町	9,097	8,767	1,924	6,758	85	
高月町	10,237	8,897	8,070	707	120	
木之本町	8,308	5,732	5,293	269	170	
余呉町	3,854	3,787	0	3,751	36	
西浅井町	4,692	4,591	0	4,506	85	
合計	1,382,321	1,249,034	1,034,070	105,379	109,537	48

表－9 生活雑排水処理の詳細

		平成10年3月31日	平成11年3月31日	平成12年3月31日	平成13年3月31日
総人口(人)		1,316,727	1,327,417	1,325,618	1,334,621
公共下水道	処理人口(人)	510,205	557,839	602,210	651,284
	処理率(%)	38.7	42.0	45.4	48.8
農村下水道	処理人口(人)	86,525	94,349	99,860	102,379
	処理率(%)	6.6	7.1	7.5	7.7
浄化槽	処理人口(人)	141,369	145,859	147,574	164,322
	処理率(%)	10.7	11.0	11.1	12.3
生活雑排水処理率(%)		56.1	60.1	64.1	68.8
生活雑排水未処理人口(人)		578,628	529,370	475,974	416,622

		平成14年3月31日	平成15年3月31日	平成16年3月31日	平成17年3月31日
総人口(人)		1,341,405	1,348,241	1,353,893	1,359,273
公共下水道	処理人口(人)	718,011	777,775	827,645	888,040
	処理率(%)	53.5	57.7	61.1	65.3
農村下水道	処理人口(人)	104,776	106,424	107,257	107,743
	処理率(%)	7.8	7.9	7.9	7.9
浄化槽	処理人口(人)	164,828	154,911	152,930	144,771
	処理率(%)	12.3	11.5	11.3	10.7
生活雑排水処理率(%)		73.6	77.1	80.4	83.9
生活雑排水未処理人口(人)		353,766	309,096	266,015	218,670

		平成18年3月31日	平成19年3月31日	平成20年3月31日	平成21年3月31日
総人口(人)		1,365,393	1,371,577	1,377,886	1,382,321
公共下水道	処理人口(人)	932,673	972,208	1,005,145	1,034,070
	処理率(%)	68.3	70.9	72.9	74.8
農村下水道	処理人口(人)	107,891	106,964	105,424	105,379
	処理率(%)	7.9	7.8	7.7	7.6
浄化槽	処理人口(人)	126,197	117,537	113,960	109,537
	処理率(%)	9.2	8.6	8.3	7.9
生活雑排水処理率(%)		85.5	87.3	88.9	90.4
生活雑排水未処理人口(人)		198,582	174,817	153,306	133,335



杉原 みのりさん（守山市立守山中学校2年）の作品

●生活排水対策の推進

琵琶湖をはじめとする公共水域の水質汚濁防止のためには、生活排水をきれいな水に処理することが必要です。

そこで、生活排水を処理できる施設として、下水道、農村集落排水、浄化槽（合併処理浄化槽）の設置が進められています。平成 20 年度における生活排水処理施設の整備率（汚水処理人口普及率）は全国平均で 84.8%、本県では 97.4%となっています。

下水道については市町が計画的に整備を進めますが、下水道の計画区域外や整備まで長期間を要する地域については、代替として浄化槽の設置を推進することが必要です。そのため本県では、浄化槽の設置に関する補助制度を設けているほか、平成 9 年度より全国で初めて条例により浄化槽の設置を義務付けてきました。これにより浄化槽の設置数は、平成 20 年度末現在、全県で 24,156 基となっています。

今後は、設置後の維持管理の徹底等新たな課題への取組みも必要となると考えます。

なお、平成 12 年度まで浄化槽の一種とされてきた、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）は、し尿のみを処理する施設であり、それ以外の汚水は未処理で排出してしまうことから、法改正により平成 13 年度から新設が禁止されました。これにより、生活排水全てを処理できる合併処理浄化槽のみが浄化槽と規定され、整備が進められています。

下池 真優さん（安土町立安土小学校 4 年）の作品



泊 幸希さん（彦根市立西中学校 1 年）の作品

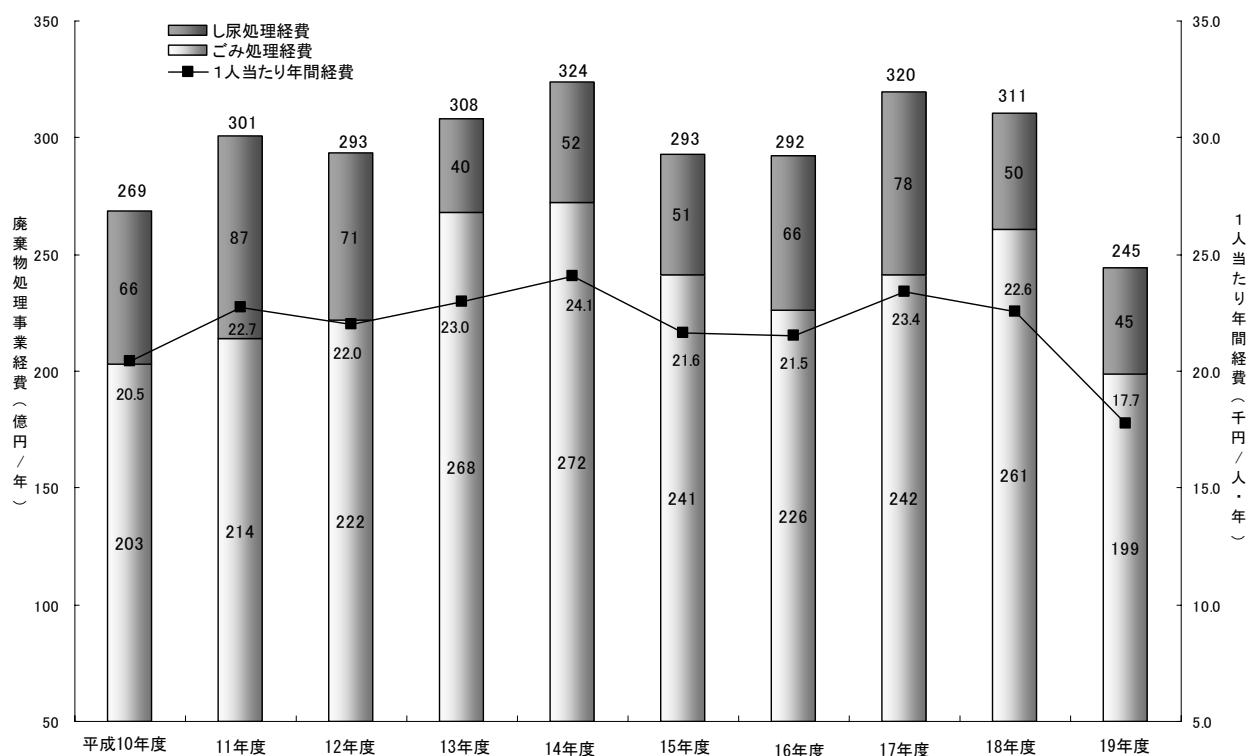
IV 一般廃棄物 処理事業の概要

1 一般廃棄物処理事業経費と有料化状況

平成19年度におけるごみ処理経費は199億円、し尿処理経費は45億円で、合計245億円となっています。これを1人当たりの年間経費に換算すると約17,700円となります。

また、ごみ処理の有料化状況では、可燃ごみ(直接搬入除く)を有料化(一部有料化含む)しているのは17市町で、無料としている9市町を上回っています。

図-15 一般廃棄物処理事業経費等の推移



廃棄物処理事業経費：ごみ・し尿処理費、施設建設費、維持管理費等を含む

表-10 市町別家庭系ごみ処理における有料化状況(平成19年度末現在)

市町名	可燃ごみ						粗大ごみ											
	手数料			直接搬入ごみ			手数料			直接搬入ごみ								
	有料	無料	一部有料	収集無し	一部有料	収集無し	有料	無料	一部有料	収集無し	有料	無料	一部有料	収集無し				
大津市		○					○											
彦根市		○					○											
長浜市		○						○										
近江八幡市		○					○											
草津市		○					○											
守山市		○					○							○				
栗東市		○					○											
甲賀市		○					○											
野洲市		○					○											
湖南市		○					○											
高島市		○					○							○				
東近江市		○					○											
米原市		○					○											
安土町		○					○											
日野町		○					○											
竜王町		○					○											
愛荘町		○					○											
豊郷町		○					○											
甲良町		○					○											
多賀町		○					○											
虎姫町		○					○											
湖北町		○					○											
高月町		○					○											
木之本町		○					○											
奈呉町		○					○											
西浅井町		○					○											
合計	17	9	0	0	0	0	25	1	0	0	10	10	1	5	21	0	1	4

2 事務組合の組織状況

複数市町が共同で事務を行うため組織された事務組合では、廃棄物処理をはじめとした、様々な公共サービスを地域住民に提供しています。

平成21年12月末現在、一般廃棄物処理事業を行う県内事務組合は9団体となっています。

表－11 事務組合一覧(平成21年12月末現在)

事務組合名	設立年月日	郵便番号	所在地	電話番号	管内市町	事業内容
湖北広域行政事務センター	S40. 4. 5	526-0021	長浜市八幡中山町200	事務局 0749-62-7143 クリスタルプラザ 0749-62-7141 (可燃ごみ、資源ごみ) クリーンプラント 0749-74-3377 (不燃ごみ、粗大ごみ)	長浜市 米原市 虎姫町 湖北町 高月町	○ごみの収集運搬・中間処理・最終処分、業の許可及び施設建設の計画施行、資源化 ○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理、業の許可及び施設建設の計画施行 ○火葬場 霊柩車
		526-0251	長浜市大依町1337			
		529-0367	東浅井郡湖北町海老江1049	第一プラント 0749-79-0181 (し尿)	長浜市 米原市 虎姫町 湖北町	
八日市布引ライフ組合	S41. 3. 3	527-0066	東近江市柴原南町1590	0748-22-0465	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域を除く) 安土町 日野町 竜王町	○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理 ○火葬場
伊香郡衛生プラント組合	S45. 5. 1	529-0425	伊香郡木之本町木之本2106	事務局・衛生処理場 0749-82-5111 (し尿)	高月町 木之本町 余呉町 西浅井町	○ごみの中間処理及び資源化 ○し尿の収集運搬・中間処理、業の許可及び施設建設の計画施行
		529-0708	伊香郡西浅井町沓掛1313-1	クリーンプラザ 0749-88-0088 (ごみ)	木之本町 余呉町 西浅井町	
中部清掃組合	S46. 5. 28	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	事務局 0748-53-0155	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域を除く) 安土町 日野町 竜王町	○ごみの中間処理、最終処分、残渣の処理及び施設建設の計画施行、資源化
甲賀広域行政組合	S48. 4. 1	528-0023	甲賀市水口町本丸1-20	事務局 0748-62-0056	甲賀市 湖南市	○ごみの中間処理、残渣の処理及び施設建設の計画施行 ○し尿の収集運搬・中間処理・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事務 ○広域行政圏計画の策定 ○市税の滞納整理 ○分収造林の運営管理
		528-0005	甲賀市水口町水口6458	第1施設 0748-62-0809		
		528-0005	甲賀市水口町水口6677	第2施設 0748-62-5454		
湖東広域衛生管理組合	S49. 9. 1	529-1162	犬上郡豊郷町八町500	事務局 0749-35-4058	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	○可燃ごみの中間処理並びに廃乾電池の処分及び施設の設置・運営・管理 ○RDF ○し尿の収集運搬・中間処理・業の認可、施設建設の計画施行
		527-0102	東近江市平柳町3-1	リパースセンター 0749-45-0366		
愛知郡広域行政組合	S50. 4. 1	527-0108	東近江市小八木町16 (愛知郡消防本部3階)	事務局 0749-45-1416	東近江市(旧の愛東町、湖東町地域のみ) 愛荘町	○ごみの最終処分及び施設建設の計画施行 ○消防事業 ○上水道事業 ○火葬場 ○休日診療業務
湖南広域行政組合	H10. 4. 1	520-3024	栗東市小柿3-1-1	事務局 077-551-2727	草津市 守山市 栗東市 野洲市	○し尿の収集運搬・中間処理・業の許可・残渣の処理、施設建設の計画施行 ○消防事業 ○第二次救急医療に関する事務
		525-0015	草津市集町404-1	環境衛生センター 077-568-0251		
彦根犬上広域行政組合	H12. 11. 1	522-0342	犬上郡多賀町敏満寺10-63	0749-48-1318	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	○ごみの最終処分の施設建設の計画、施行 ○火葬場

伊香郡衛生プラント組合は、平成21年12月31日をもって解散しました。
なお、平成22年1月1日より、伊香郡衛生プラント組合の業務は、湖北広域行政事務センターへ移管されました。

3 一般廃棄物処理施設等の整備状況

(1) 焼却処理施設

表－１２ 焼却処理施設一覧(平成21年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (t/日)	炉型式	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市環境美化センター	180	全連続運転	1988	520-0823	大津市膳所上別保町 785-1	077-531-0230
② 大津市	大津市北部クリーンセン ター	170	全連続運転	1989	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
③ 彦根市	彦根市清掃センター	90	バッチ運転	1977	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-24-3879
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーン センター	100	准連続運転	1982	523-0087	近江八幡市北津田町 159	0748-32-4394
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター	150	准連続運転	1997	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
⑥ 守山市	守山市環境センター	90	全連続運転	1985	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	76	全連続運転	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター	90	全連続運転	1982	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
⑨ 高島市	高島市環境センター	75	全連続運転	2002	520-1644	高島市今津町途中谷 236	0740-24-0031
⑩ 湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	168	全連続運転	1998	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑪ 伊香郡衛生 プラント組合	伊香クリーンプラザ	28	バッチ運転	1997	529-0708	伊香郡西浅井町沓掛 1313-1	0749-88-0088
⑫ 中部清掃組合	中部清掃組合 日野清掃センター	180	全連続運転	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇1-1	0748-53-0155
⑬ 甲賀広域行政 組合	甲賀広域行政組合衛生セン ター 第2施設	150	准連続運転	1995	528-0005	甲賀市水口町水口6677	0748-62-5454

図-16 焼却処理施設位置図(平成21年12月末現在)

- ①大津市環境美化センター
- ②大津市北部クリーンセンター
- ③彦根市清掃センター
- ④近江八幡市立第2クリーンセンター
- ⑤草津市立クリーンセンター
- ⑥守山市環境センター
- ⑦栗東市環境センター
- ⑧野洲クリーンセンター
- ⑨高島市環境センター
- ⑩湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ
- ⑪伊香クリーンプラザ
- ⑫中部清掃組合 日野清掃センター
- ⑬甲賀広域行政組合衛生センター
第2施設

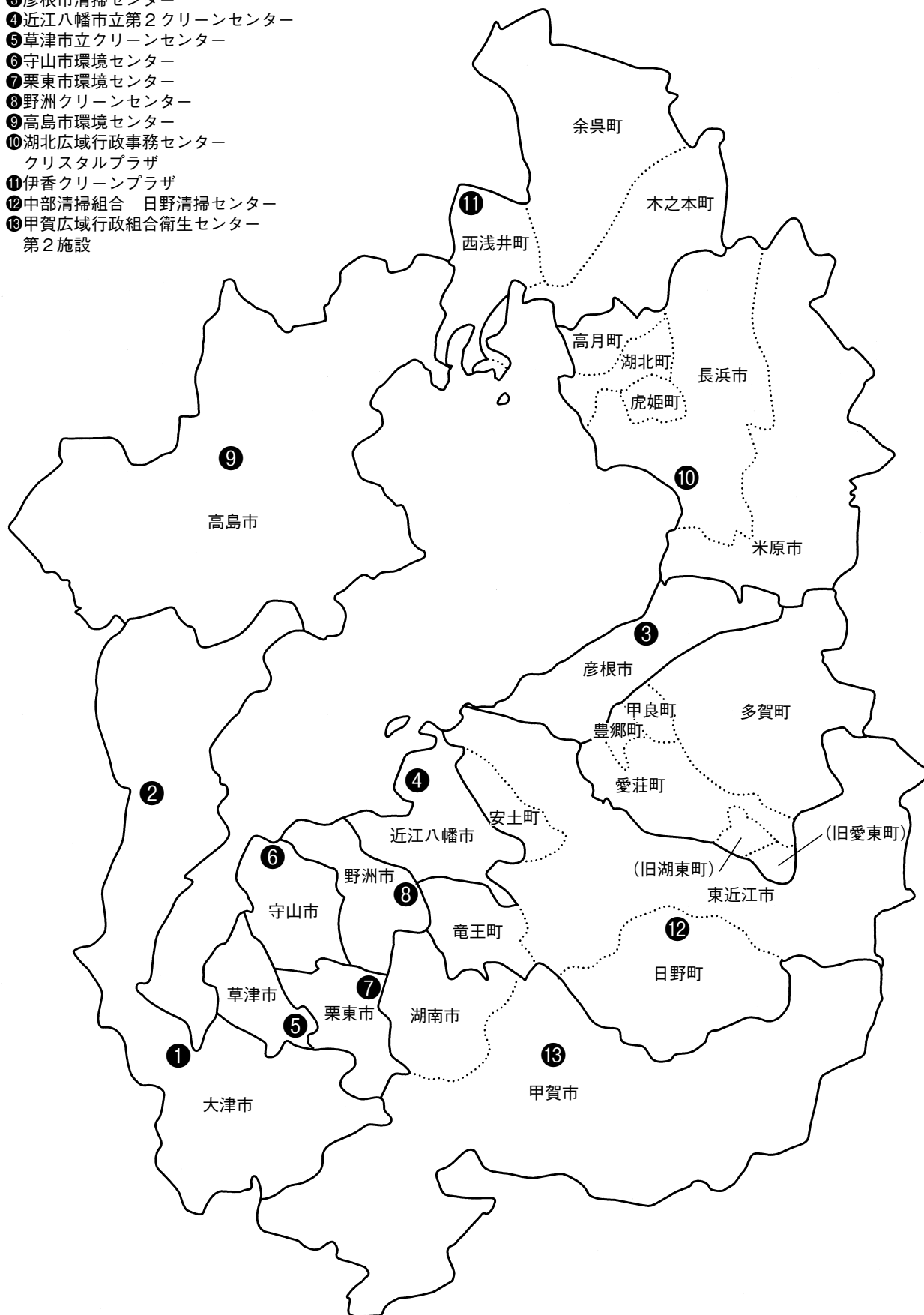


表-13 焼却施設ダイオキシン類自主検査測定結果一覧(平成20年度測定結果)

施設名称		排出ガス 測定結果 (ngTEQ/m ³ N)	ダイオキシン類 排出基準 (ngTEQ/m ³ N)	試料採取日
大津市環境美化センター	1号炉	0.45	5	H20. 8
	2号炉	0.049		H20. 8
大津市北部クリーンセンター	1号炉	0.034	5	H20. 10
	2号炉	0.030		H20. 10
彦根市清掃センター	1号炉	0.000099	5	H20. 11
	2号炉	0.0043		H20. 10
	3号炉	0.00081		H20. 10
近江八幡市立 第2クリーンセンター	1号炉	0.040	5	H20. 11
	2号炉	0.031		H20. 11
草津市立クリーンセンター	1号炉	0.029	5	H20. 10
	2号炉	0.012		H20. 10
	3号炉	0.025		H20. 10
守山市環境センター	A 炉	0.026	10	H20. 9
	B 炉	0.0038		H20. 9
栗東市環境センター	1号炉	0.011	5	H20. 11
	2号炉	0.0019		H20. 10
野洲クリーンセンター	1号炉	0.042	10	H20. 8
	2号炉	0.039		H20. 8
高島市環境センター	1号炉	0.0040	5	H20. 10
	2号炉	0.0035		H20. 10
湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	1号炉	0.022	5	H20. 9
	2号炉	0.032		H20. 9
伊香クリーンプラザ	1号炉	0.55	10	H20. 10
	2号炉	0.86		H20. 10
中部清掃組合 日野清掃センター	1号炉	0.000013	1	H20. 8
	2号炉	0.0017		H20. 9
	3号炉	0.000064		H20. 8
甲賀広域行政組合衛生センター 第2施設	1号炉	0.31	5	H20. 10
	2号炉	0.34		H20. 10
	3号炉	0.35		H20. 10

●ダイオキシン類削減対策の推進

平成9年度の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造・維持管理基準の強化等が図られました。既存の焼却施設については、これら基準が段階的に適用されてきましたが、平成14年12月から、完全施行（14年規制）されました。

県では、稼働中の廃棄物焼却施設について、立入検査や排出ガスについての行政検査を順次行い、基準適合状況を確認しています。

なお、平成20年度に実施した21施設の排ガス行政検査の結果、排出基準を超過した施設はありませんでした。

廃棄物処理法に基づく許可・届出等施設

区分	平成20年度末現在 許可（届出）施設数
一般廃棄物焼却施設 ※1	13
産業廃棄物焼却施設 ※2	21
その他の産業廃棄物焼却施設 ※3	8

※1 家庭ごみ等の一般廃棄物焼却施設であって、一定規模以上の施設（設置されている施設は全て市町等によるもので届出対象施設）

※2 汚泥、廃油、廃プラスチック類等の産業廃棄物の焼却施設であって、一定規模以上の許可対象施設

※3 上記許可等の対象外施設（一定規模未満の施設）であるが、産業廃棄物中間処理業に供する施設

藤田 滯奈さん（安土町立安土中学校1年）の作品



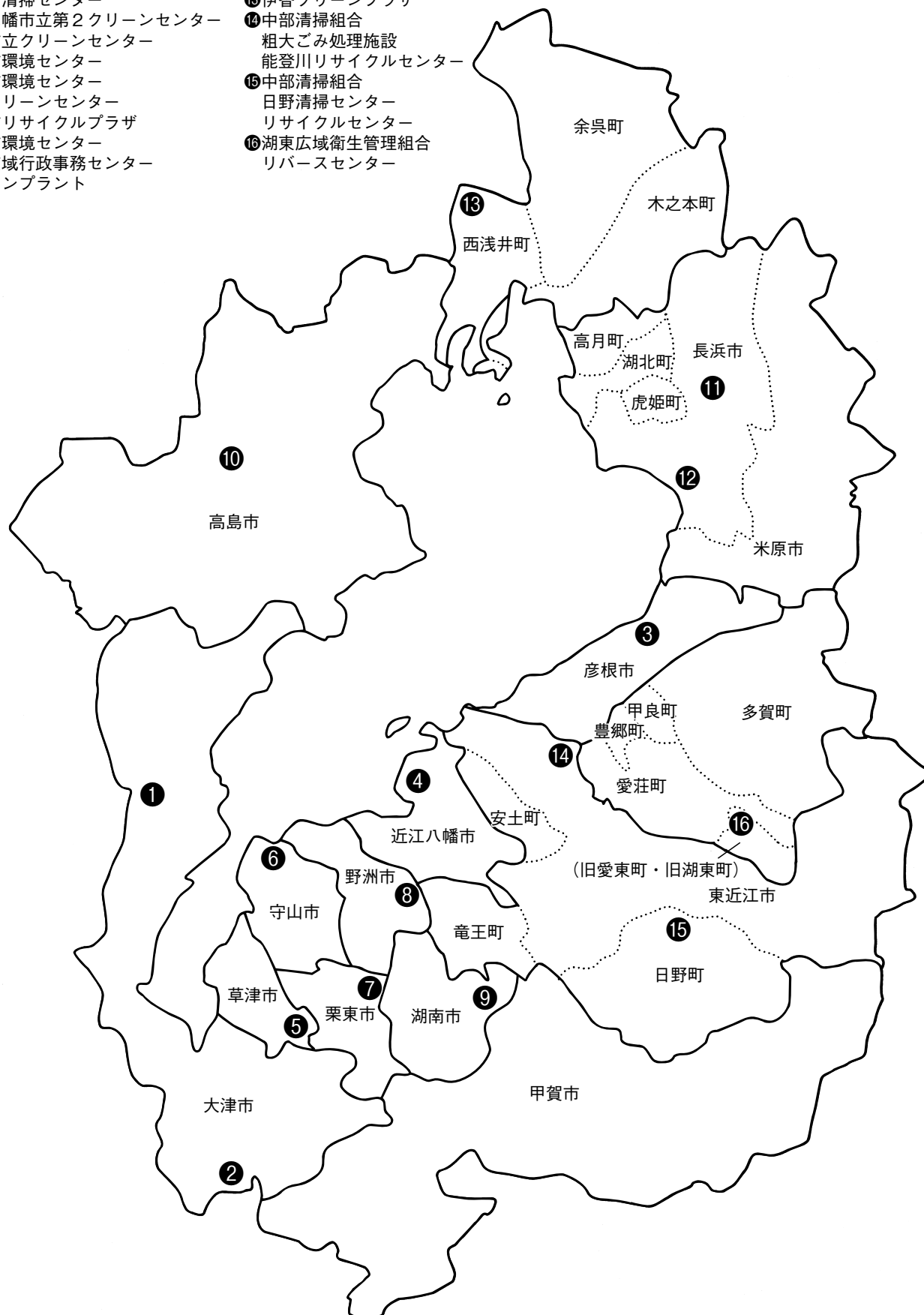
(2) 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等

表－14 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等一覧(平成21年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	郵便番号	施設所在地	電話番号
① 大津市	大津市北部クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 大型ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ (缶、ビン、ペットボトル)	選別 破碎・圧縮	45	1991	520-0351	大津市伊香立北在地町 272	077-598-2781
"	大津市北部クリーンセンター (プラスチック容器資源化施設)	プラスチック製容器包装類	選別 圧縮・梱包	10	2006	"	"	"
② "	大津市再資源化施設	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	21	1986	520-2263	大津市大石中6-5-1	077-546-3081
③ 彦根市	彦根市清掃センター (粗大ごみ処理場)	粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎・圧縮	50	1979	522-0055	彦根市野瀬町279-1	0749-24-3879
"	彦根市清掃センター (プラスチックごみ減容装置)	不燃ごみ	その他	7.5	1988	"	"	"
"	彦根市清掃センター (びん選別装置)	ガラス類	選別	8	1991	"	"	"
"	彦根市清掃センター (缶選別圧縮装置)	金属類	選別 その他	4.9	1997	"	"	"
"	彦根市清掃センター (ペットボトル圧縮梱包装置)	ペットボトル	圧縮・梱包	1	2001	"	"	"
④ 近江八幡市	近江八幡市立第2クリーンセ ンター (粗大ごみ処理施設)	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	32	1991	523-0087	近江八幡市北津田町159	0748-32-4394
"	近江八幡市立第2クリーンセ ンター (資源ごみ処理施設)	紙類 金属類 ペットボトル	圧縮・梱包	2	1998	"	"	"
⑤ 草津市	草津市立クリーンセンター (破碎ごみ処理施設)	粗大ごみ その他	破碎	10	1996	525-0043	草津市馬場町1200	077-562-6361
"	草津市立クリーンセンター (金属処理施設)	金属類	選別 圧縮	10	"	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (ペットボトル圧縮梱包施設)	ペットボトル	選別 圧縮・梱包	1.5	2003	"	"	"
"	草津市立クリーンセンター (プラスチック圧縮梱包処理 施設)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	9	2005	"	"	"
⑥ 守山市	守山市環境センター (粗大ごみ処理施設)	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ その他	破碎・圧縮	30	1986	524-0215	守山市幸津川町2845	077-585-3728
"	守山市環境センター (アルミセパレーター)	金属類	選別	6	1992	"	"	"
"	守山市環境センター (プラスチック類圧縮減容梱 包機)	ペットボトル プラスチック	圧縮・梱包	4	2000	"	"	"
⑦ 栗東市	栗東市環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎	6	2002	520-3017	栗東市六地藏31	077-553-1901
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 直接搬入ごみ 事業系生ごみ その他	選別 圧縮・梱包 ごみ堆肥化	26	"	"	"	"
⑧ 野洲市	野洲クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎・圧縮	25	1986	520-2313	野洲市大篠原3333-2	077-588-0568
"	野洲クリーンセンター (資源化施設)	ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	4.8	1998	"	"	"
⑨ 湖南市	湖南市リサイクルプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	22	1997	520-3252	湖南市岩根136	0748-75-3933
"	"	ペットボトル	圧縮・梱包	1.6	"	"	"	"
"	"	金属類	圧縮	6.2	"	"	"	"
⑩ 高島市	高島市環境センター	粗大ごみ	破碎・圧縮	15	2004	520-1644	高島市今津町途中谷236 番地	0740-24-0031
"	"	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 その他資源ごみ	選別 圧縮・梱包	10	"	"	"	"
⑪ 湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ	破碎	40	1990	526-0251	長浜市大依町1337	0749-74-3377
⑫ "	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ (リサイクルプラザ)	プラスチック	選別 圧縮・梱包	6.8	1999	526-0021	長浜市八幡中山町200	0749-62-7141
⑬ 伊香郡衛生プラ ント組合	伊香クリーンプラザ	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	5	1997	529-0708	伊香郡西浅井町番掛 1313-1	0749-88-0088
"	"	直接搬入ごみ 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包	3	"	"	"	"
⑭ 中部清掃組合	中部清掃組合 粗大ごみ処理施設	不燃ごみ 粗大ごみ 直接搬入ごみ 資源ごみ	破碎・圧縮	50	1994	521-1212	東近江市種町528	0748-42-2294
"	中部清掃組合 能登川リサイクルセンター	ペットボトル	圧縮・梱包	1.5	1998	"	"	"
⑮ "	中部清掃組合 日野清掃センター リサイクルセンター	紙類 プラスチック その他資源ごみ	圧縮・梱包 その他	1.9	2007	529-1663	蒲生郡日野町北脇 1-1	0748-53-0155
⑯ 湖東広域衛生管 理組合	湖東広域衛生管理組合 リバースセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	ごみ燃料化	22	1997	527-0102	東近江市平柳町3-1	0749-45-0366

図-17 再資源化施設、粗大・不燃物処理施設等位置図(平成21年12月度末現在)

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ①大津市北部クリーンセンター | ⑫湖北広域行政事務センター
クリスタルプラザ(リサイクルプラザ) |
| ②大津市再資源化施設 | ⑬伊香クリーンプラザ |
| ③彦根市清掃センター | ⑭中部清掃組合
粗大ごみ処理施設 |
| ④近江八幡市立第2クリーンセンター | 能登川リサイクルセンター |
| ⑤草津市立クリーンセンター | ⑮中部清掃組合
日野清掃センター |
| ⑥守山市環境センター | リサイクルセンター |
| ⑦栗東市環境センター | ⑯湖東広域衛生管理組合
リバースセンター |
| ⑧野洲クリーンセンター | |
| ⑨湖南市リサイクルプラザ | |
| ⑩高島市環境センター | |
| ⑪湖北広域行政事務センター
クリーンプラント | |



(3) 埋立処分地

表－15 埋立処分地一覧(平成21年12月末現在)

事業主体名	施設名称	埋立地面積 (㎡)	全体容積 (㎡)	平成20年度 埋立実績量 (㎡/年度)	平成20年度末 残余容量 (㎡)	埋立 場所	埋立開始 年度	遮水工	浸出水 処理施設
大津市	大田廃棄物最終処分場	19,200	225,600	4,936	45,712	山間	1994	有	有
〃	大津市北部廃棄物 最終処分場増設2期	14,600	171,000	8,620	78,333	山間	2001	有	有
近江八幡市	近江八幡市立一般廃棄物 最終処分場	24,800	157,514	3,894	110,803	平地	1999	有	有
守山市	守山市一般廃棄物 最終処分場	9,260	32,000	1,170	27,530	平地	2004	有	有
栗東市	岡最終処分場	4,710	24,000	81	2,393	平地	1977	有	有
甲賀市	信楽不燃物処理場	14,300	38,500	1,078	6,952	山間	1986	有	有
野洲市	蓮池の里第二処分場	7,800	32,000	205	28,373	平地	2002	有	有
高島市	今津不燃物処理場	7,800	57,000	1,330	15,760	山間	1991	有	有
〃	朽木不燃物処理場	2,430	5,368	46	1,985	山間	1984	有	有
〃	高島横山不燃物処理場	5,200	19,600	171	0	山間	1984	有	有
〃	新旭不燃物処分場	10,808	160,400	0	0	山間	1968	無	無
東近江市	東近江市一般廃棄物 最終処分場	12,122	36,500	143	27,878	平地	1987	無	無
余呉町	余呉町一般廃棄物 最終処分場	6,800	35,800	801	8,633	山間	1986	有	有
湖北広域行政 事務センター	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	18,700	201,672	3,138	30,054	山間	1990	有	有
中部清掃組合	安土一般廃棄物 最終処分場	14,000	75,000	2,457	46,099	平地	2002	有	有
愛知郡広域 行政組合	愛知郡広域行政組合 ガレキ処分場	5,600	28,200	145	22,112	山間	1988	無	無
彦根犬上広域 行政組合	中山投棄場	26,000	237,000	38,783	91,015	山間	1998	有	有

●散在性ごみ対策

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所に散乱しているたばこの吸い殻、空き缶、ペットボトルや、湖岸に放置されている釣り糸や釣り針等を指します。琵琶湖をかかえる本県においては、これらの散在性ごみの多くが、降雨などによって大小の河川を通じて、琵琶湖に流れ込んでいます。それらが湖辺のごみとなり、美しい景観を損なうとともに、水鳥等の生物にも影響を及ぼしています。

こうしたことから、平成4年に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」を制定し、「ポイ捨てごみのない美しい湖国滋賀」を目指して、県民・事業者・行政が一体となって環境美化活動等を実施するとともに、ポイ捨て防止のための普及啓発や意識高揚を図ってきました。さらに平成14年には、環境美化監視員を設置し、より一層普及啓発と監視・パトロールを強化するとともに、ポイ捨てごみの回収命令違反には2万円以下の罰金を設けて、県内各地で公開取締りを定期的実施するなど、取締り面でも強化を図っています。

県内の散在性ごみの現状は、毎年実施される県下一斉清掃の回収ごみ量をみると減少傾向にあります。また、まだまだポイ捨てごみの多いところがあります。特に、湖岸ではレジャー客が出すごみ、駅前や渋滞する交差点付近ではたばこの吸い殻が多く見受けられます。

このため、さらに監視・パトロールを強化するとともに、啓発についてもパトロール車による放送啓発を実施し、県民との協働による「淡海エコフオスター制度」で、地域の環境美化活動を支援して、ごみが捨てられない、ごみが捨てにくい環境づくりに努めています。

●淡海エコフオスター事業

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が知事または市町長との合意に基づき、公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成21年12月末現在の活動団体数は次のとおりです。

◆地域別		(単位：団体)	
管 内	平成20年度末現在 累 計	平成21年12月末現在 累 計	
県管理地域小計	491	504	◆団体別（平成21年12月末現在） 住民団体：約2割 企 業：約8割 ◆活動場所別（平成21年12月末現在） ・道 路：約8割 ・河 川：約1割 ・その他：約1割
県庁直轄	40	40	
南部環境・総合事務所	73	70	
甲賀環境・総合事務所	46	48	
東近江環境・総合事務所	140	138	
湖東環境・総合事務所	67	67	
湖北環境・総合事務所	92	104	
高島環境・総合事務所	33	37	
市町管理地域小計	19	20	
合 計	510	524	

(4) し尿処理施設

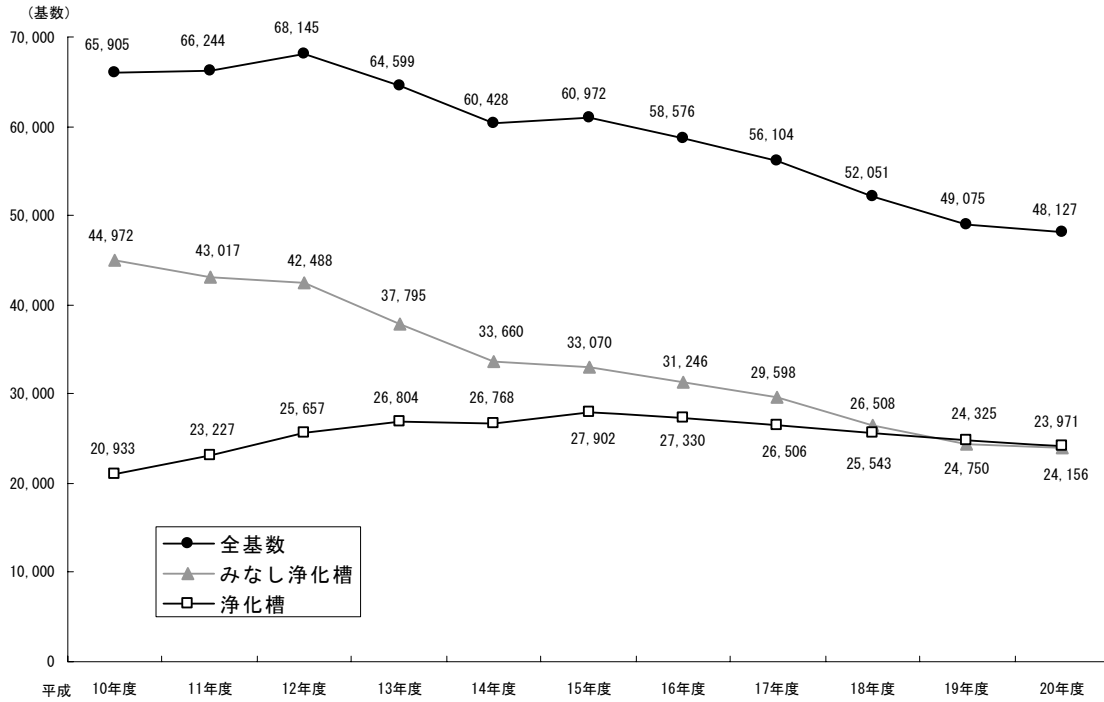
表-16 し尿処理施設一覧(平成21年12月末現在)

事業主体名	施設名称	処理能力 (k1/日)	処理方法	高度処理		使用開始 年度	郵便番号	所在地	電話番号
				N (生物脱窒)	P (窒素分離処分)				
① 大津市	大津市南部衛生プラント	90	低二段+高度処理	○	○	1985	520-2273	大津市羽栗1-18-1	077(546)1203
② "	大津市志賀衛生プラント	23	膜分離高負荷脱窒素+ 高度処理	○	○	2006	520-0503	大津市北比良1039-3	077(596)1331
③ 彦根市	彦根市衛生処理場	156	好気性消化+ 活性汚泥+ 高度処理	○	○	1978	522-0056	彦根市開出今町 1330	0749(24)2497
④ 高島市	高島市衛生センター	70	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1976	520-1621	高島市今津町今津 770	0740(22)2725
⑤ 湖北広域行政事務 センター	湖北広域行政事務センター 第1プラント	157	低二段+高度処理	○	○	1983	529-0367	東浅井郡湖北町海 老江1049	0749(79)0181
⑥ 八日市布引ライフ 組合	八日市布引ライフ組合 衛生センター	255	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1996	527-0066	東近江市柴原南町 1590	0748(22)0465
⑦ 伊香郡衛生プラント 組合	伊香郡衛生処理場	40	高負荷+高度処理	○	○	1983	529-0425	伊香郡木之本町木 之本2106	0749(82)5111
⑧ 甲賀広域行政組合	甲賀広域行政組合衛生センター 第1施設	185	メタン発酵+ 標準脱窒素+ 高度処理	○	○	2006	528-0005	甲賀市水口町水口 6458	0748(62)0809
⑨ 湖東広域衛生管理 組合	湖東広域衛生管理組合 豊橋苑	80	標準脱窒素+ 高度処理	○	○	1979	529-1162	犬上郡豊郷町大字 八町500	0749(35)4058
⑩ 湖南広域行政組合	環境衛生センター	168	高負荷生物脱窒素+ 高度処理	○	○	2001	525-0015	草津市集町404-1	077(568)0251

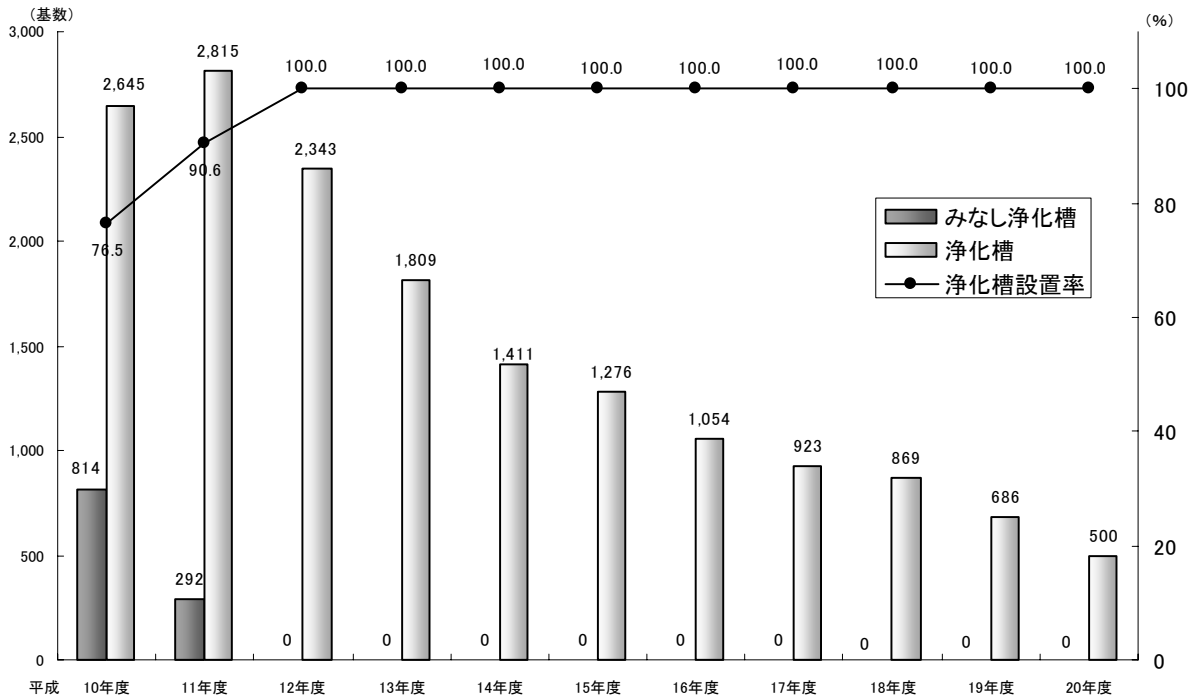
(5) 浄化槽

みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を含めた浄化槽の設置数は図－19のとおりで、平成20年度末現在48,127基となっています。平成13年度からみなし浄化槽の新設がなくなり、浄化槽への移行が進んでいます。

図－19 浄化槽設置基数の推移



図－20 浄化槽新規設置基数の推移



表－１７ 市町別 県費補助による合併処理浄化槽新規設置基数の推移

(基数)

年度 市町名	平成 10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
大津市	103	85	69	58	48	67	68	52	57	49	48
彦根市	200	87	172	150	110	115	91	70	37	33	35
長浜市	108	82	70	55	21	9	4	5	4	3	1
近江八幡市	225	106	148	132	77	80	54	56	30	52	44
草津市	86	44	75	72	41	25	35	27		2	1
守山市	3	6	4	3	1			1	1	2	
栗東市	65	61	31	27	25	32	18	18			
甲賀市	364	213	225	276	154	198	102	51	35	18	
野洲市	1	2	2	2		1	4		2	1	1
湖南市	77	57	73	46	36	41	36	36			26
高島市	360	156	153	179	104	101	98	58	34	23	25
東近江市	312	190	216	128	68	47	30	19	24	14	16
米原市	85	71	61	53	21	12	6	4	2		1
安土町	48	33	29	31	18	23	10	5	4	4	14
日野町	80	67	74	31	17	18	27	21	5	12	7
竜王町	29	12	21	28		14	10	6	7	5	5
愛荘町	4	2	1		1	1					
豊郷町	21	12									
甲良町	39	17	17	19	9	5	3				1
多賀町	16	11	10	9	7	4	10	9	7	3	4
虎姫町	20	22	12	9							
湖北町	1		1			6					
高月町	11	23	19	4	4						
木之本町	26	15	19	9	4	4	3	6	2	1	1
余呉町	1		1								
西浅井町		2		1				1	1	2	1
合計	2,285	1,376	1,503	1,322	766	803	609	445	252	224	231
県費補助金(千円)	649,376	415,287	325,412	259,243	149,287	149,360	109,339	77,732	36,242	35,427	31,573

平成10年度から平成16年度までの値は、合併後の市町（平成21年3月31日現在）にあわせています。

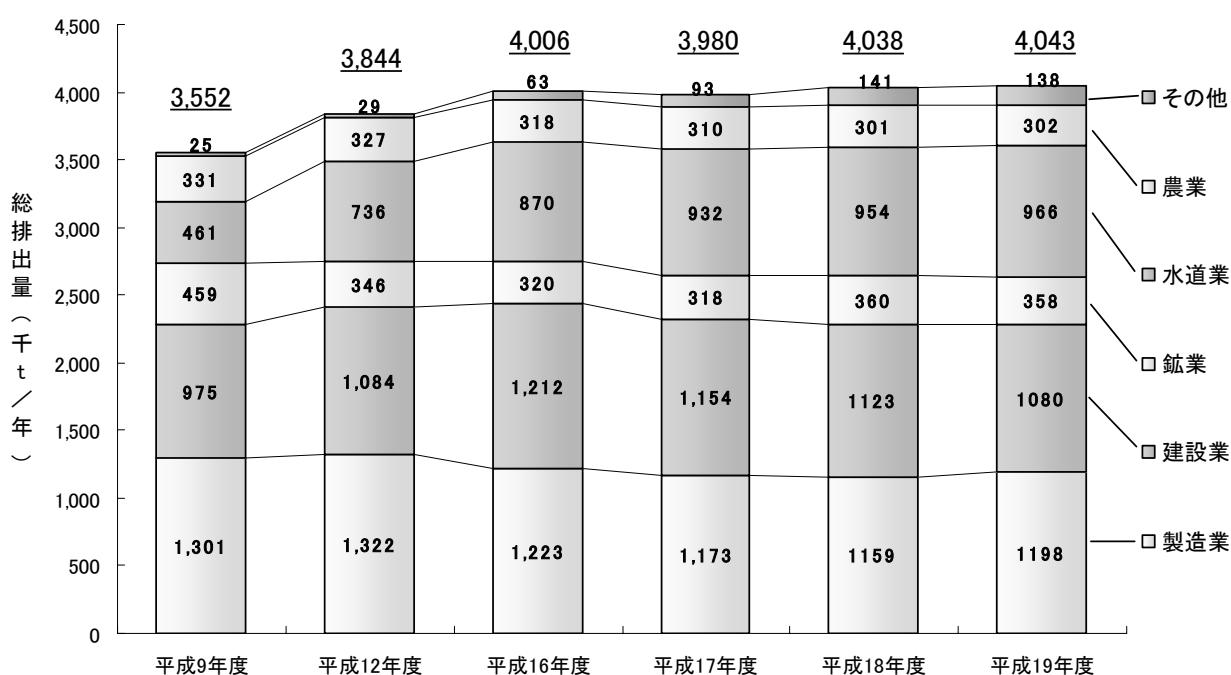
V 産業廃棄物の概要

1 産業廃棄物の排出量

(1) 産業廃棄物の総排出量

平成 19 年度における産業廃棄物の総排出量は 4,043 千 t となっており、前年度に比べ微増となっています。このうち、製造業が 1,198 千 t で最も多く、次いで建設業が 1,080 千 t、水道業（下水道業を含む）が 966 千 t となっています。

図－21 産業廃棄物の総排出量の推移



(2) 産業廃棄物の種類別排出量

平成 19 年度の総排出量を廃棄物の種類別にみると、汚泥が 2,145 千 t で最も多く、次いで、がれき類が 882 千 t となっています。

表－18 産業廃棄物の業種別・種類別の総排出量（平成 19 年度）

	合計		前年度	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
		構成比							
燃え殻	7	0%	5				6		1
汚泥	2,145 (442)	53%	2,160		354	14	794	965	19
廃油	69	2%	62			1	52	0	16
廃酸	29	1%	28			0	25	0	5
廃アルカリ	97	2%	82			0	95	0	3
廃プラスチック類	153	4%	129	0	0	24	76	0	53
紙くず	13	0%	8			6	6		
木くず	90	2%	99			88	2		
繊維くず	0	0%	1			0	0		
動植物性残さ	11	0%	13				11		
ゴムくず	0	0%	0	0		0	0		0
金属くず	34	1%	66	0		12	11	0	11
ガラス陶磁器くず	109	3%	83		0	32	63	0	14
鉱さい	58	1%	70		5	0	49		4
がれき類	882	22%	903			882			
ばいじん	2	0%	1			0	2	0	0
家畜ふん尿	302	7%	301	302					
家畜の死体	0	0%	0			0	0		0
その他の産業廃棄物	40	1%	30			20	7	0	13
合計	4,043 (2,339)	100%	4,038	302 (301)	358 (360)	1,080 (1,123)	1,198 (1,159)	966 (954)	138 (141)

()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。



伊藤 倫規さん（東近江市立湖東中学校 1 年）の作品

2 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況を見ると、総排出量 4,043 千 t のうち、97.4% に当たる 3,936 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者で脱水、焼却等の中間処理が行われ、そのうち 2,091 千 t (51.7%) が減量されています。また、総排出量の 45.7% に当たる 1,849 千 t が再生利用され、2.5% に当たる 103 千 t が最終処分されています。

産業廃棄物の種類別の処理率をみると、再生利用率はがれき類や家畜ふん尿等において高くなっています。

図-22 県内で発生する産業廃棄物の処理状況 (平成19年度)

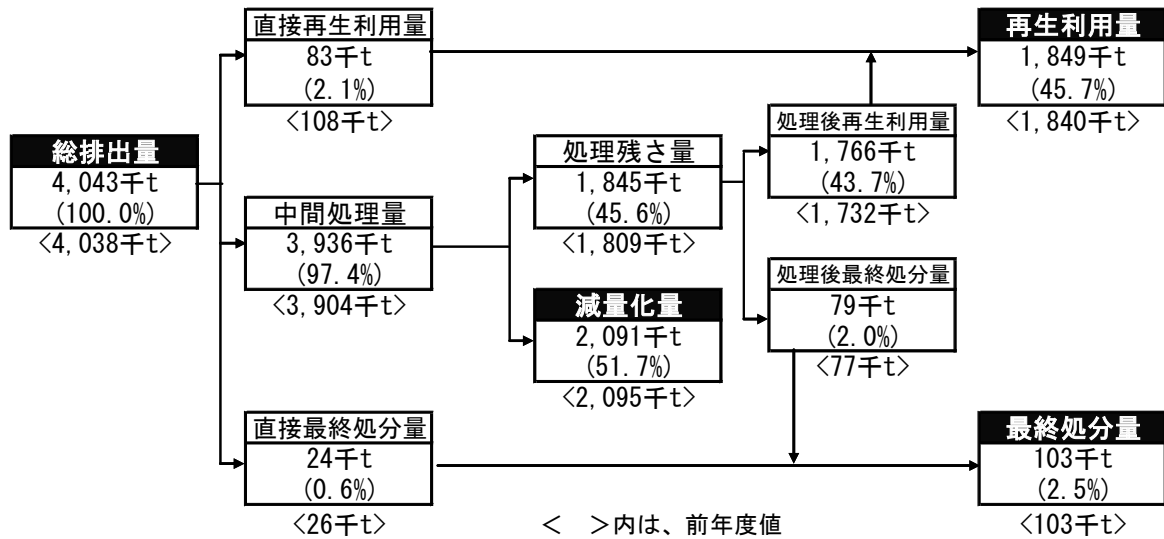
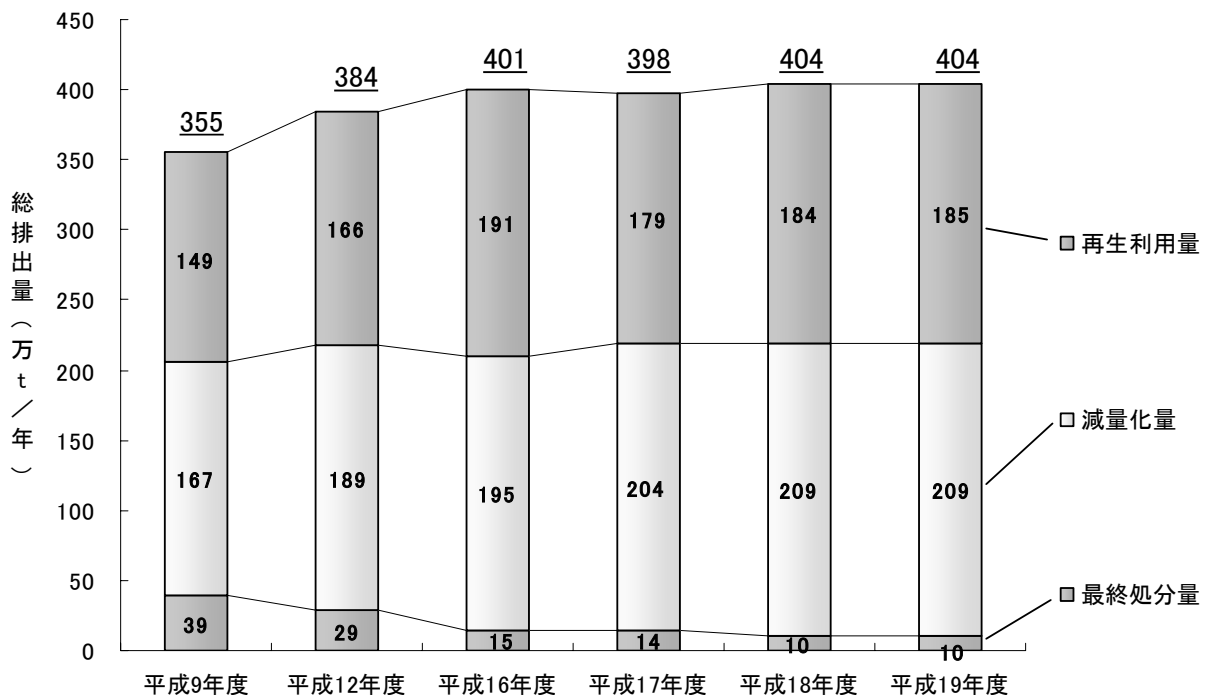
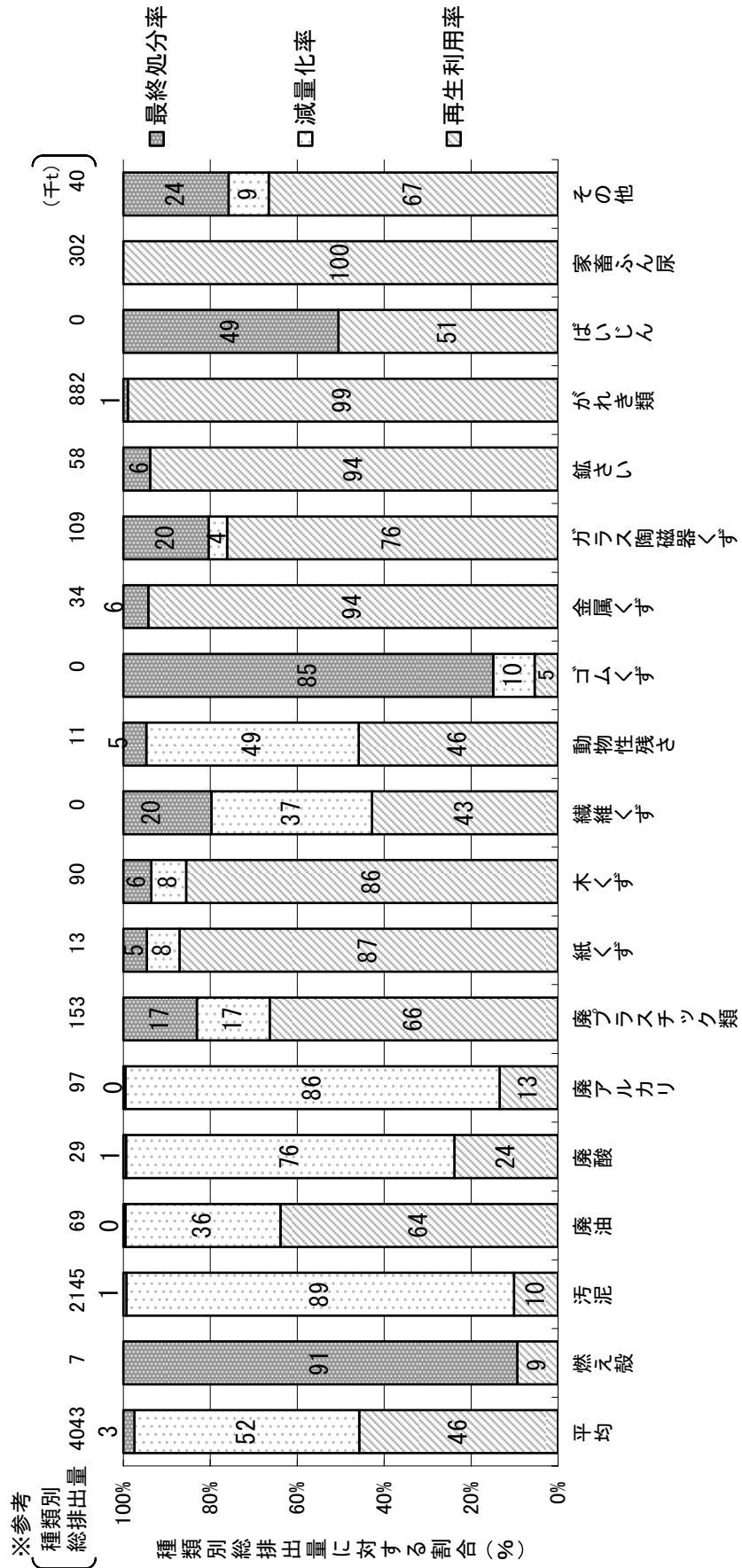


図-23 産業廃棄物処理量の推移



図一24 産業廃棄物の種類別処理率(平成19年度)



●リサイクル製品認定制度

資源循環型社会づくりを進めるために、ごみの発生抑制や再利用を進めることが不可欠です。一方、製造過程で発生する副産物や排出される廃棄物を資源としてリサイクルし、製造された製品が広く利用されることも必要です。

このため、リサイクル製品の普及と利用拡大を図ることを目的に、主に県内で発生するこれらの資源を原料として製造・加工され、一定基準を満たすリサイクル製品を県が認定する「リサイクル製品認定制度」を平成17年3月に創設しました。



ピワクルエコ製品

●滋賀県産業廃棄物税条例

滋賀県では循環型社会の構築に向け、産業廃棄物の発生抑制や資源化の取り組みを進めていますが、この一環として、平成16年1月に、滋賀県産業廃棄物税条例を施行しました。

これは、滋賀県内の中間処理施設や最終処分場に産業廃棄物を一定量を超えて搬入した事業者に税金を納付していただくもので、この税収は、①産業廃棄物の減量化の推進 ②資源化施設等の整備推進 ③産業廃棄物処理情報の共有化の推進 ④不法投棄のない社会構築の推進の4つの目的に資する事業に充てることとしております。

これまでに、上記の「リサイクル製品認定事業」や、排出事業者等の産業廃棄物の発生抑制や資源化に係る研究開発に対し補助を行う「産業廃棄物減量化技術研究開発推進事業」などを、本税収を用いて実施しています。

3 産業廃棄物処理業者の状況

(1) 収集運搬業者の収集運搬量

産業廃棄物処理業者から提出される実績報告によると、平成 19 年度に収集運搬業者が事業者から委託を受けて行った産業廃棄物の収集運搬量は 2,205,734t となりました（県外への運搬・処分、県外から県内への運搬・処分があるため、中間処理・最終処分の合算値と収集運搬した産業廃棄物量とは一致しません）。

(2) 中間処理施設での処理状況

平成 19 年度における県内の中間処理施設による処理量は、2,262,662t であり、このうち民間の事業者・処理業者による処理が 2,211,413t と 98%を占めています。

また、処理された廃棄物の種類別では、建設廃材が 1,461,232t、汚泥が 366,672t であり、これらで全体の 81%を占めています。

表－19 中間処理施設での処理量(平成 19 年度)

(t/年)

設置主体 廃棄物名	民間		公共		合計
	事業者	処理業者	事業者	処理業者	
汚泥	291,162	25,577	49,933	0	366,672
脱水	287,151	0	49,823	0	336,974
乾燥	0	0	110	0	110
焼却	3,065	15,567	0	0	18,632
その他	946	10,010	0	0	10,956
建築廃材	58,615	1,402,617	0	0	1,461,232
廃油	666	106,727	0	0	107,392
油水分離	0	47,321	0	0	47,321
焼却	666	43,521	0	0	44,187
その他	0	15,885	0	0	15,885
廃酸・廃アルカリ	4,310	41,617	0	0	45,927
廃プラスチック類	5,918	75,519	88	422	81,947
焼却	2,227	8,026	88	422	10,762
破碎	3,586	44,663	0	0	48,249
その他	105	22,830	0	0	22,935
木くず	393	116,284	148	171	116,996
紙くず	70	15,536	0	129	15,735
その他の廃棄物	3,176	63,227	0	359	66,761
合計	364,309	1,847,104	50,169	1,081	2,262,662

※公共には、公共関与の処理業者分を含む。

(3) 最終処分場での処理状況

平成 19 年度における県内の最終処分場による処理量は、169,741t であり、このうち民間の事業者・処理業者による処理が 164,288t と全体の 97%を占めています。

表－20 最終処分場での処理量(平成 19 年度)

施設の種類	民間		公共		合計
	事業者	処理業者	事業者	処理業者	
安定型	7	164,280	237	0	164,524
管理型	1	0	208	5,009	5,217
合計	8	164,280	445	5,009	169,741

(t/年)

小野 希茄紗さん(彦根市立旭森小学校 6 年)の作品



鈴井 寧々さん(大津市立膳所小学校 5 年)の作品

(4) 許可登録状況

平成 19 年度末における、本県の処理業許可を有する産業廃棄物処理業者数は 2,646 業者で、このうち収集運搬のみを行う業者は 2,530 業者と、全体の 96%となっています。

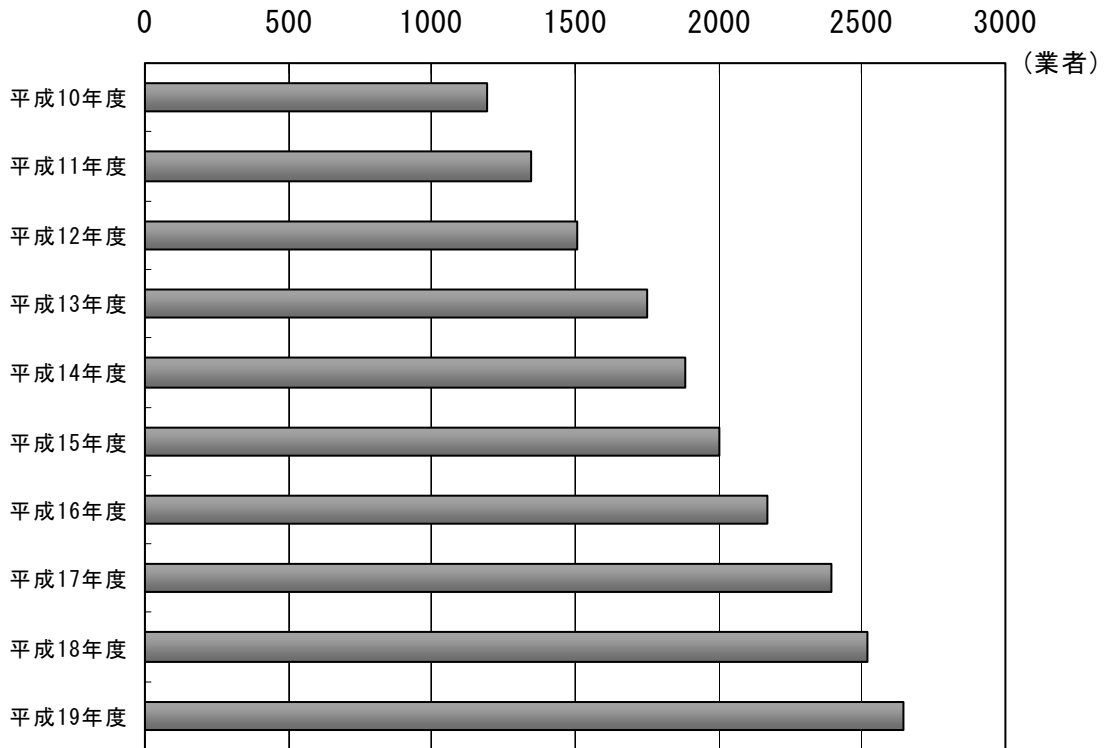
表－２１ 産業廃棄物処理業 許可業者数（平成 19 年度末現在）

許可形態 \ 県内外別	全体	県内業者	県外業者
産業廃棄物処理業者全体	2,646	937	1,709
収集運搬のみ	2,530	837	1,693
中間処理のみ	12	9	3
最終処分のみ	1	1	
収集運搬＋中間処理	93	80	13
収集運搬＋最終処分	1	1	
中間処理＋最終処分	1	1	
収集運搬＋中間処理＋最終処分	8	8	

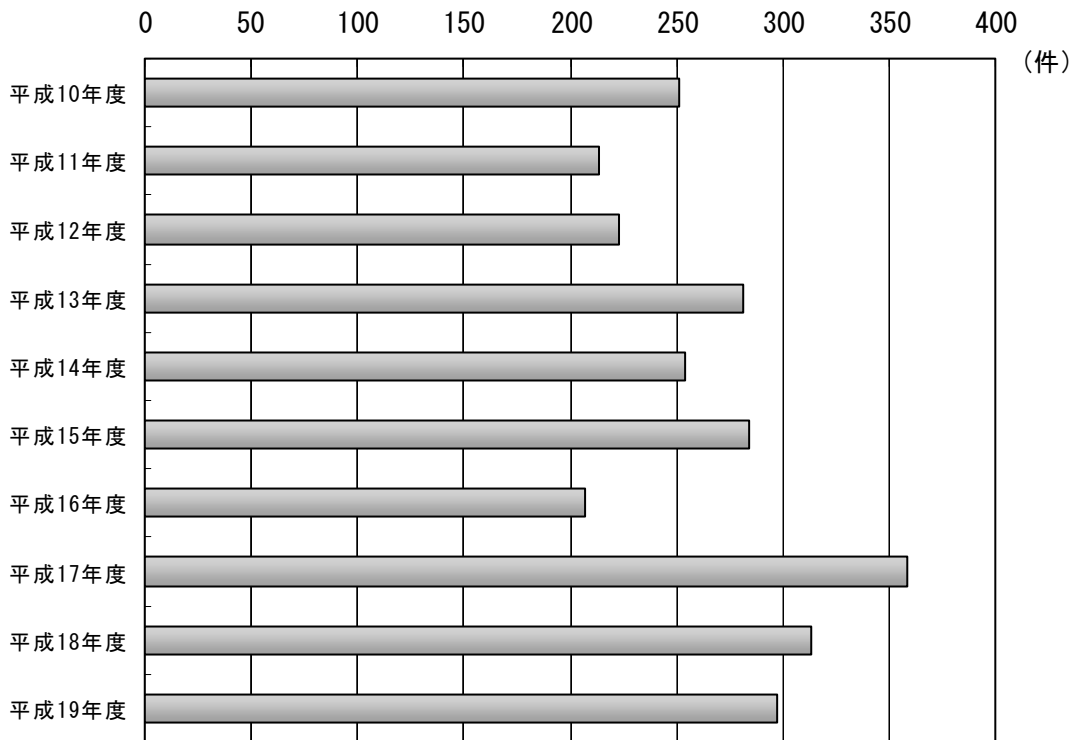
表－２２ 産業廃棄物処理業 新規許可等の件数（平成 19 年度）

許可等の種類	収集運搬	処分業		
		中間処理	最終処分	中間・最終
新規許可	295	2	0	0
更新許可	272	15	0	0
業廃止等	120	2	0	0

図－２５ 産業廃棄物処理業 許可業者数の推移



図－２６ 産業廃棄物処理業 新規許可件数の推移



4 産業廃棄物処理施設の状況

平成 19 年度末における産業廃棄物処理施設は 238 施設で、このうち中間処理施設が 198 施設、最終処分場が 40 施設となっています。

表－23 焼却処理施設の設置状況(平成 19 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (区分ごとの合計)
汚泥の焼却施設	9	247 (m ³ /日)
廃油の焼却施設	2	73 (m ³ /日)
廃プラスチック類の焼却施設	10	55 (t/日)
焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	11	36 (t/日)
計	32	-

表－24 焼却以外の中間処理施設の設置状況(平成 19 年度末現在)

施設の種類	施設数	処理能力 (施設の種類ごとの合計)
汚泥の脱水施設	59	6,814 (m ³ /日)
汚泥の乾燥施設(機械)	2	79 (m ³ /日)
廃油の油水分離施設	5	706 (m ³ /日)
廃酸・廃アルカリの中和施設	3	296 (m ³ /日)
廃プラスチック類の破碎施設	25	2,137 (t/日)
木くず又はがれき類の破碎施設	72	35,828 (t/日)
計	166	-

表－２５ 最終処分場の設置状況(平成 19 年度末現在)

設置主体		施設の種類	安定型	管理型	遮断型	計
事業者 (民間)	施設数	20	2	0	22	
	面積(m ²)	219,611	32,463	0	252,074	
	容積(m ³)	1,591,543	154,592	0	1,746,135	
	残容積(m ³)	46,851	1,887	0	48,738	
処理業者 (民間)	施設数	12	1	0	13	
	面積(m ²)	212,162	47,523	0	259,685	
	容積(m ³)	2,028,516	330,850	0	2,359,366	
	残容積(m ³)	811,359	0	0	811,359	
公 共	事業者	施設数	1	1	0	2
		面積(m ²)	21,756	1,943	0	23,699
		容積(m ³)	52,044	7,394	0	59,438
		残容積(m ³)	0	0	0	0
公 共	処理業者	施設数	0	3	0	3
		面積(m ²)	0	91,693	0	91,693
		容積(m ³)	0	849,678	0	849,678
		残容積(m ³)	0	3,500	0	3,500
公 共 計	施設数	1	4	0	5	
	面積(m ²)	21,756	93,636	0	115,392	
	容積(m ³)	52,044	857,072	0	909,116	
	残容積(m ³)	0	3,500	0	3,500	
計	施設数	33	7	0	40	
	面積(m ²)	453,530	173,621	0	627,151	
	容積(m ³)	3,672,103	1,342,514	0	5,014,617	
	残容積(m ³)	858,210	5,387	0	863,597	

表－２６ 処理施設の新規設置許可件数(平成 19 年度)

	新規設置許可件数	
中間処理施設	1件 (内訳) 汚泥の脱水施設	1施設
最終処分場	0件	

5 公共関与による産業廃棄物処理事業

公共が関与した産業廃棄物処理事業主体としては現在2団体が設立されており、このうち(財)大津市産業廃棄物処理公社については、現在、埋立処分場で不燃性産業廃棄物の受入を停止しています。

また(財)滋賀県環境事業公社については、平成10年度に旧処分場の埋立が終了したため、新しい管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」の整備に取り組み、平成20年10月30日に供用開始しました。

表-27 公共関与による産業廃棄物処理事業の概要（平成21年12月末現在）

事業主体の名称	財団法人 大津市産業廃棄物処理公社
所在地	大津市御陵町3番1号
施設の名称および所在地	大津クリーンセンター (埋立処分場) 大津市大石淀3丁目17番22号 TEL077-546-4359 (中間処理施設) 大津市大石中6丁目5番1号 TEL077-546-3081
出資団体および出資金額の内訳	基本財産 10,000千円 (大津市出資)
設立年月日	昭和53年7月28日
事業開始	昭和58年12月1日
事業内容	中間処理：破砕、焼却 埋立処分(管理型) 埋立面積：49,000m ² 全体埋立容量：340,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの

事業主体の名称	財団法人 滋賀県環境事業公社
所在地	甲賀市甲賀町神645番地 TEL0749-88-9191
施設の名称および所在地	クリーンセンター滋賀 甲賀市甲賀町神645番地
出資団体および出資金額の内訳	事業者 27,700千円 基本財産 55,700千円 県 18,000千円 市町村 10,000千円
設立年月日	昭和57年12月16日
事業開始	平成20年10月30日
事業内容	埋立処分(管理型) 埋立面積：98,000m ² 全体埋立容量：1,300,000m ³
受入廃棄物	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、建設系混合廃棄物、廃石膏ボード、石綿含有廃棄物

6 PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等を保管する事業者については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB特別措置法）第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められているとともに、同法第8条の規定により、毎年度、その保管・使用状況等に関して都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）に届出書を提出することを義務づけられています。

平成17年3月31日現在における、PCB廃棄物の保管等の状況について事業者から本県に対し届け出られたものは、表-28、29のとおりです。

これらPCB廃棄物については、関係法令の他、滋賀県が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、平成28年度までにその全量の適正処理を行います。

表-28 PCB廃棄物の保管状況の集計結果

(平成16年度末現在)

廃棄物の種類	全国		滋賀県	
	保管事業所数	保管量(台)	保管事業所数	保管量(台)
高圧トランス	3,684	20,731	47	160
高圧コンデンサ	48,691	259,500	671	3,344
低圧トランス	548	36,114	7	41
低圧コンデンサ	3,748	1,955,864	102	8,398
柱上トランス	200	2,252,756	3	5,802
安定器	13,846	5,740,284	150	87,896

表-29 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用状況の集計結果

(平成16年度末現在)

製品の種類	全国		滋賀県	
	使用事業所数	使用量(台)	使用事業所数	使用量(台)
高圧トランス	1,347	5,173	11	34
高圧コンデンサ	8,154	26,860	126	319
低圧トランス	94	810	1	1
低圧コンデンサ	279	36,292	7	474
柱上トランス	7	1,564,229	1	※ 90,000
安定器	1,662	419,633	16	2,329

※柱上トランス使用量は関西電力(株)の総計である。

7 監視指導等の状況

平成 19 年度に行った事業所等に対する立入調査は 358 件、法に基づく行政処分は、産業廃棄物処理業許可の改善命令など 12 件でした。

また、平成 20 年における廃棄物処理法違反による検挙件数は 82 件、検挙者数は 102 人でした。

表－30 立入検査の件数(平成 19 年度)

対象者		件数
立入検査	許可業者	231
	事業者	61
	公共	66

表－31 行政処分等の件数(平成 19・20 年度)
(件)

行政処分等	平成19年度	平成20年度
改善命令	3	0
措置命令	1	0
処理施設使用停止命令	1	0
処理業許可停止命令	0	0
処理業許可取消	6	7
処理業不許可	1	2

表－32 廃棄物処理法違反による検挙件数等の推移

	平成10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
検挙件数(件)	38	54	65	94	119	87	90	88	81	83	82
検挙者数(人)	71	57	79	87	118	63	89	104	106	104	102

検挙件数は、年単位での集計になっています。



白枝 加那さん(草津市立玉川小学校6年)の作品

8 不法投棄対策

(1) 不法投棄監視員設置事業

県民の快適な生活環境や良好な自然環境を保全するため、平成4年度より、市町が実施する不法投棄監視員設置事業の経費に対し、補助金を交付しています。

選任された監視員は担当地域を定期的に巡回し、その結果を市町に報告しています。また、監視員には廃棄物の適正処理に関する理解を深めるとともに、監視活動に役立ててもらうため、研修会を実施しています。

表－33 監視員設置市町村数および監視員数の推移

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
監視員設置市町村数	40	41	42	41	39	41	41→25 年度当初→年度末	22	18	18	18
監視員数	220	248	261	299	302	301	299	238	233	206	204

(2) 不法投棄廃棄物処理事業

県民の快適な生活環境や良好な自然環境を保全するため、平成4年度より、市町が実施する産業廃棄物等の処理に要する経費に対し、補助金を交付しています。

表－34 事案件数の推移および実施市町一覧

平成10年度	12件	大津市6・水口町・石部町・蒲生町・甲良町・彦根市・高月町
平成11年度	14件	大津市6・草津市・甲西町・水口町・甲南町・愛東町・高月町・木之本町・今津町
平成12年度	12件	大津市5・草津市・水口町・多賀町2・愛東町・今津町・安曇川町
平成13年度	9件	大津市2・志賀町・水口町・信楽町・日野町・安土町・愛東町・木之本町
平成14年度	17件	大津市・志賀町2・栗東市2・水口町・甲南町・信楽町・蒲生町2・多賀町・湖北町2・木之本町3・西浅井町
平成15年度	10件	大津市・志賀町3・栗東市・土山町・甲賀町・信楽町・山東町・高月町
平成16年度	16件	大津市5・志賀町6・栗東市2・五個荘町・多賀町・山東町
平成17年度	5件	大津市・志賀町2・栗東市2
平成18年度	12件	野洲市12
平成19年度	14件	栗東市・野洲市12・多賀町
平成20年度	10件	栗東市・野洲市9

(3) 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会運営事業

産業廃棄物等の不法投棄事案に、迅速・的確かつ厳正に対処するとともに、これらの不法投棄の未然防止を図るため、各環境・総合事務所管内ごとに、地域ごみ対策会議不法投棄対策部会を設置しています。

当部会では、構成員である県関係機関・市町・警察が連携を強化し、一体となって不法投棄事案に対処するとともに、不法投棄等に係る総合的かつ効果的な対策等を講じるため、各地域の部会運営を積極的に推進しています。

(4) 不法投棄防止強調月間事業

平成6年度より「不法投棄防止強調月間」を定め、当該期間内に産業廃棄物等の不法投棄防止に対する意識を県民に集中的に喚起するなどして、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発に努めています。

また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、関係部局、機関の協調のもとに集中的な監視パトロールを展開するなどして、その根絶に向けた取り組みを行っています。

●啓発活動

- ・ 広報車による啓発
- ・ パンフレットによる啓発
- ・ 立て看板による啓発

●監視指導活動

- ・ 地域ごみ対策会議不法投棄対策部会構成員合同でのパトロール
- ・ 産業廃棄物運搬車両の路上検査（5箇所）
- ・ 隣接府県との共同による産業廃棄物運搬車両の路上検査（4府県）
- ・ 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導

(5) その他の事業

- ・ 監視パトロール（平日・休日）
- ・ 不法投棄・不適正保管・野外焼却の指導・取締り
- ・ 民間警備会社への監視パトロール委託（休日・早朝・夜間）
- ・ スカイパトロール（ヘリコプターによる上空からの監視）
- ・ 地域協働原状回復事業の実施
- ・ 郵便局・森林組合等の協力による不法投棄監視

●不法投棄の現状とその対策

滋賀県における最近5年間の産業廃棄物の不法投棄件数は、やや減少傾向を示しており、新規・継続事案を含めて300件前後で推移しています。事案の特徴としては、監視等の効果もあって、大規模な事案は少なくなっているものの、比較的小規模で人目につかないところに不法投棄する事案が増えており、悪質、巧妙化しています。廃棄物の内容は、建設系廃棄物が約7割を占めています。

不法投棄や不適正処理が発生すると、地域社会の生活環境への影響が大きく、また、発見が遅れると、その是正には長い時間と多額の費用、多大な労力が必要になります。

そのため、県では、不法投棄等の未然防止とともに、早期発見・早期対応を重視し、不法投棄監視指導員を配置して定期パトロールや休日パトロール、早朝・夜間に対応するため民間警備会社への委託パトロール、監視カメラの活用やヘリコプターによるスカイパトロール、警察と連携した監視取締、近隣府県との共同による路上取締などを実施しています。

さらに、このような行政による監視活動に加えて、地域住民の方々による監視パトロール隊や郵便局・農業協同組合・森林組合・トラック協会などの事業者の方々の協力を得るなど、監視体制の強化を進めています。